

第31回黒潮町議会 6月定例会会議録

平成22年6月9日 開会

平成22年6月18日 閉会

【目 次】

1日目 (提案理由の説明・質疑・委員会付託)

議員提出議案第57号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採択)

・・・・P11～P11

提案理由説明・・・・・・・・P11～P20

質 疑 ・・・・・・・・P20～P54

委員会付託 ・・・・・・・・P54～P54

2日目 (委員長報告・一般質問)

請願・陳情の委員長報告

(委員長報告・質疑・討論・採決)

・・・・P57～P61

一般質問〔山本久夫〕 ・・・・P61～P69

〔西村策雄〕 ・・・・P69～P80

〔竹下英佐雄〕 ・・・・P80～P91

〔矢野昭三〕 ・・・・P91～P109

3日目 (一般質問)

一般質問〔森 治史〕 ・・・・P112～P123

〔村越比佐夫〕 ・・・・P123～P135

〔下村勝幸〕 ・・・・P135～P145

〔畦地一弘〕 ・・・・P145～P149

〔浜田純一〕 ・・・・P149～P155

4日目（一般質問）

一般質問 [門田仁和子] P158 ~ P162
[宮地葉子] P162 ~ P177
[明神照男] P177 ~ P195
[西村将伸] P195 ~ P203

5日目（一般質問・委員長報告・提案理由の説明・議員提出議案・質疑・討論・採決）

一般質問 [山下伊都子] P207 ~ P219
[小松孝年] P219 ~ P229

議案第9号から議案第14号、議案第16号から議案第20号
委員長報告・質疑 P229 ~ P241
討論・採決 P241 ~ P246

議案第15号

(常任委員会の報告・質疑・討論・採決)
. . . . P246 ~ P261

議案第21号から22号

(提案理由の説明・質疑・討論・採決)
. . . . P261 ~ P265

議員提出議案第58号から議員提出議案60号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)
. . . . P265 ~ P268

第 31 回黒潮町議会 6 月定例会会議録

平成 22 年 6 月 9 日 開会

平成 22 年 6 月 18 日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 6月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
6月 9日	水	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明 質疑・委員会付託・委員会
6月 10日	木	休 会	委員会審査
6月 11日	金	休 会	委員会審査
6月 12日	土	休 会	休会
6月 13日	日	休 会	休会
6月 14日	月	休 会	休会
6月 15日	火	本会議	一般質問
6月 16日	水	本会議	一般質問
6月 17日	木	本会議	一般質問
6月 18日	金	本会議	一般質問・委員長報告・委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 65 号

平成 22 年 6 月第 31 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 22 年 5 月 31 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

1 期 日 平成 22 年 6 月 9 日
2 場 所 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂

平成22年6月9日(水曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	村 越 比佐夫	2番	山 下 伊都子	3番	宮 地 葉 子
		5番	西 村 将 伸	6番	坂 本 あ や
7番	矢 野 昭 三	8番	浜 田 純 一	9番	畦 地 一 弘
10番	森 治 史	11番	門 田 仁和子	12番	西 村 策 雄
13番	欠 番	14番	小 松 孝 年	15番	下 村 勝 幸
16番	竹 下 芙佐雄	17番	欠 番	18番	明 神 照 男
19番	山 本 久 夫	20番	小 永 正 裕		

不応招議員

4番 田 辺 守

出席議員

応招議員と同じ

欠席議員

不応招議員と同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 西 勝 也	副 町 長	植 田 壮
総務課長	松 田 博 和	住 民 課 長	松 本 輝 雄
健康福祉課長	矢 野 健 康	税 务 課 長	米 津 芳 喜
農業振興課長	松 田 二	産業推進室長	森 下 昌 三
まちづくり課長	濱 田 仁 司	地域住民課長	大 塚 一 福
建設課長	武 政 登	海洋森林課長	谷 口 明 男
会計管理者	野 並 純	教育委員長	生 駒 進
教 育 次 長	坂 本 勝		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒 井 益 利

書 記 伊 与 木 美 穂

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

5番 西 村 将 伸

6番 坂 本 あ や

議事日程第1号

平成22年6月9日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議員提出議案第57号

(提案趣旨説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第9号から議案第20号

(提案理由の説明・質疑・委員会付託)

●町長から提出された議案

議案第 9 号	黒潮町火入れに関する条例の一部を改正する条例
議案第 10 号	黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 11 号	黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 12 号	黒潮町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例
議案第 13 号	黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
議案第 14 号	黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
議案第 15 号	黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
議案第 16 号	黒潮町集落排水事業運営審議会条例の一部を改正する条例
議案第 17 号	平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 18 号	平成 22 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について
議案第 19 号	平成 22 年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について
議案第 20 号	馬荷辺地に係る総合整備計画の策定について

●議員から提出された議案

議員提出議案第 57 号 黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則について

●委員会に付託した陳情・要請・請願

陳情第 45 号	女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書採択の陳情
陳情第 46 号	選択的夫婦別姓の導入などの民法改正を求める意見書採択の陳情
陳情第 47 号	農山村の一次産業衰退と獣害対策を求める陳情書
陳情第 48 号	選択的夫婦別姓制度の法制化に反対する意見書の提出に関する陳情書
陳情第 49 号	人権侵害救済法成立に反対する意見書の提出に関する陳情書
陳情第 50 号	子ども手当の廃止を求める意見書の提出に関する陳情書
陳情第 51 号	核持込み密約を破棄し非核三原則の遵守を求める意見書採択陳情書

議事の経過

平成 22 年 6 月 9 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

ただ今から、平成 22 年 6 月第 31 回黒潮町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に従いまして、議案審議を行います。どうかよろしくお願ひ致します。

諸般の報告をします。

報告第 87 号から報告第 89 号までが町長より、報告第 90 号から報告第 94 号までが監査委員より提出されました。議席に配付しておきましたので、ご了承願います。

本日までに受理致しました陳情書等は、議席に配付しました文書表のとおりです。

陳情第 46 号、第 48 号、第 51 号を総務常任委員会に、陳情第 45 号、第 49 号、第 50 号を教育厚生常任委員会に、陳情第 47 号を産業建設常任委員会に、それぞれ付託します。

町長の行動表および議長の行動報告につきましては、皆さまのお手元に配布しておりますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

田辺守君から欠席の届け出が提出されましたので、報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

皆さん、おはようございます。

平成 22 年 6 月議会を招集しましたところ、議員の皆さまにおかれましては何かとご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

私にとりましては初めての定例議会でございます。不手際等でご迷惑をお掛けすることがないよう、また誠意ある対応を心掛け、一生懸命努めてまいりますのでどうかよろしくお願ひ致します。

それでは、先般の臨時議会で申し上げましたように、冒頭、所信表明をさせていただきます。

4 月 23 日の町長就任以来、毎日あわただしく公務に励んでいるところであります。まずは、議会の皆さまから暖かいご指導を、住民の皆さまからはご理解とご支援をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

昨年末より町内各地域を歩かせていただくことで、また、あるいは集会等を通じて住民の皆さまから直接ご意見をいただくことで、黒潮町の実情を随分勉強させていただきました。それらを踏まえ、いただいた任期 4 年間の中でやらなければならないと決意したことを、私の公約と併せて申し上げます。

初めに、社会資本整備について申し上げます。

ご承知のように、これから黒潮町では佐賀中学校および三浦小学校の建て替え、幡東消防署の移転、国道改良、およびそれに伴う庁舎移転など、大型事業が山積しております。中でも国道 56 号大方改良につきましては、住民の皆さまをはじめ通過交通の安全確保に努めるとともに、からのまちづくりの核となる事業であるとの認識に立ち、事業推進に全力で取り組んでまいります。

社会資本整備についてはもう1点、力を入れてまいりたいことがございます。住民の皆さまが普段お使いになる生活道の整備でございます。

町内各地を回らせていただく中で、整備の遅れが地域住民の皆さまの命にかかわると実感したことがございました。それは雨の日に、ある一人暮らしのお年寄りのお宅を訪問させていただいたときのことです。その方は体調を崩されておりまして、病院に行くことをお勧め致しましたが、天気が回復してから行くとのことでした。自宅からバスが通る道までの整備が十分でないため、雨と体調不良が重なると外出することもできないそうでございます。町内には、こういったお宅がまだまだございます。日常生活の利便性の向上はもとより、命を守るという観点からも積極的に整備を進めてまいります。

次に、産業振興について申し上げます。

地域経済の衰退が叫ばれて久しい中、黒潮町の基幹産業であります一次産業の振興は、特に緊急性を伴うものでございます。

1つ目として、農業につきましてはJAと綿密な連携を図りながら、まずは的確な現状把握に努めてまいります。中でも現在大きな課題として認識しておりますのは、後継者不足の問題と販売価格の低迷、そして黒潮町独自の販路開拓でございます。後継者不足の問題については、新規就農者の皆さまが抱える大きな課題として、初期投資と技術提供の2点がございます。初期投資の軽減につきましては、各種補助事業の適用はもとより、空きハウスの情報提供および利活用、農業用機械の共有等を推進することで対応をし、また、技術提供についてはJAと協力し、役割分担を明確にしながら制度設計を進めてまいります。販売価格の低迷と販路開拓につきましては、消費者の求める商品の生産、例えば現在取り組んでおられます環境保全型農業の拡大充実を推進し、農家の皆さまの利益向上に向け取り組んでまいります。

2つ目、漁業について申し上げます。

近年、カツオをはじめとする漁業資源の枯渇が叫ばれています。カツオにつきましては、関係市町村と連携をし資源確保の声を国に上げていくとともに、沿岸魚種につきましても、稚魚の放流など継続的な取り組みを行うことで資源確保に努めてまいります。また、沿岸魚礁の設置や各種データ整備を行うことで効率性の向上を図り、漁師の皆さまの生産コストの削減につながるよう取り組んでまいります。

3つ目が、黒潮町の特産物でありますカツオを生かした産業でございます。

佐賀漁港に水揚げされるカツオは全国でもトップクラスの浜値で取り引きされており、すでにブランド化が進んでおります。それを生かし、今後ます取り組まなければならないのが、地区外水揚げ37億円をいかにして佐賀漁港へ水揚げしていただくかということでございます。活餌の提供によって入港船数が増加しており、生活物資の供給など、もう一步踏み込んだサービスを提供することでさらなる入港船の増加を図り、港のにぎわいが町のにぎわいとなるよう取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

これまで戦中戦後の混乱の中、町の礎を築き上げてくださった諸先輩方の努力のおかげで、今日の私たちの生活が成り立っているということは申し上げるまでもございません。その諸先輩方にこれからできるだけ長生きを、そして、できるだけ充実した日々を送っていただきたいということは町民の総意でございます。しかしながら、孤独死が全国的に問題となる中、残念なことに黒潮町も例外ではなく、対応が急がれるところでございます。一人暮らしのお年寄りの見守りは、私の公約の中でも最も重点を置いて取り組んでまいります。情報整理をするとともに、今後は先進地事例等も精査させていただき、黒潮町の実情に合ったセーフティーネットを構築してまいります。また併せて、お年寄りの集える環境整備を進めながら生きがい創出に努め、住んで良かったと思っていただけるまちづくりを進めてまいります。

次に、厳しい状況にある町内の雇用について申し上げます。

まずは、何よりも既存の産業の足腰を強化し、これ以上失業者を増やさないようにするとともに、今後雇用の創出が見込まれる福祉部門や黒潮町の資源を生かした観光部門によって、新たな雇用の創出に取り組んでまいります。

最後になりますが、私の最大の公約は、住民の皆さまの方を向いた政治を行うということでございます。住民ニーズを的確にとらえ、実効性のある施策を打ち出すためには、自らが地域へ足を運び住民の皆さまの声に真摯（しんし）に耳を傾け、信頼関係を構築することが不可欠であると心に誓っております。そして、町民一体となって町づくりを進めることができればよい町づくりにつながり、そして次世代を担う子どもたちに胸を張って誇れるふるさとになることを確信しております。

まだまだ経験、見識ともに足らない私でございます。議会の皆さま、町民の皆さまにおかれましては、これまで同様のご指導、ご鞭撻をいただきようお願い致しまして、所信表明とさせていただきます。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

国保税の改正についてご報告致します。

国保税の税率改正については、平成20年度に現行税率に統一されて運用しているものでございます。

20年度には老人保健制度が廃止され、後期高齢者医療制度が創設されまして、国保制度が大きく変わりました。こうした中で、国保事業の適正な執行に努めているところではございますが、医療制度改革の影響や医療費の増加に伴い大変厳しい運営が続いている、20年度、21年度と国保財政調整基金からの繰り入れで運営している状況です。

このような国保事業について、昨年度開催の国保運営協議会で審議願いまして、国保事業の健全な運営のためには、税率改正を必要とする旨の承認をいただきまして、今議会に提案させていただくものでございます。

先の議員協議会で多くのご意見をいたいたところでございますが、今後も保健事業の積極的な取り組みや医療費の抑制に努めることが必要と考えます。また、法定内の支出として、低所得者への税率軽減については町費より繰入れを行い運用しているものでございます。

限られた財源の中で運営するため税率改正が必要となっておりますので、ご理解をよろしくお願い致します。

黒潮町庁舎移転建設候補地選定についてご報告させていただきます。

庁舎移転の協議につきましては、平成20、21年度の2年間、町議会議員代表の皆さまはもとより、黒潮町内の公共的団体の代表者や区長会、一般公募の委員の皆さまなど、多くの方が参加した黒潮町庁舎移転建設検討委員会を組織していただき、いろいろな方面から、また細部にわたり、本当に慎重に協議をなされております。そして、平成22年2月15日に委員会として3候補地を選定した旨の報告書を受けております。

町長就任後、直ちに検討委員会の議事録、審議内容、取りまとめられた資料等を精査致しました。報告いただきました3候補地の中から、検討委員会の会議録、地方自治法の庁舎位置選定の趣旨、先進事例、地域住民の声、その他庁舎移転に検討が必要と思われる事項等、私なりに総合的に検討致しました。

最終的には日常生活の利便性と、今後のまちづくりの優位性、必要性等から判断させていただき、現庁舎東駐車場南付近を選定させていたいたるものでございます。その後、執行機関会議で庁舎内での意思統一を行いました。

次に、各方面からご検討をいたきました元黒潮町庁舎移転建設検討委員会委員の皆さんに、先日の5月31日、この思いを報告させていたいたところでございます。そして6月2日、議員協議会で議員の皆さんに報告させていただき、6月定例議会で表明させていただくものでございます。

検討委員会委員の皆さんからいろいろなご意見をいただきました。議員の皆さんもそれぞれご意見や思いも

あることは思いますが、ぜひご理解をいただきたいと考えております。

次に、子ども手当についてご報告させていただきます。

皆さんもご承知のとおり、自民党から民主党への政権交代により児童手当制度に代わり、子ども手当制度が開始されました。

目的としまして、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援することを目的として、中学校修了までの子どもを養育している方で、対象の子どもと生計を同じくする主たる生計維持者に支給されます。

まず、支給人数ですが、1,116人で支給総額2,889万9,000円となっており、第1回目は6月10日を予定しております。なお、第2回目は10月8日、第3回目は来年2月10日を予定しております。

次に、九州宮崎県で猛威を振るい、地元畜産業者の皆さんに被害が及んでいます口蹄（こうてい）疫対策の現状について報告致します。

宮崎県の口蹄（こうてい）疫対策については、地元はもとより県、国を挙げて取り組み、制限指定区域以外への拡大は、何とか食い止められているように報道されております。本町と致しましても、各種の対策の効果が発現され、一日でも早く終息し、畜産関係農家への補償対策等が実施され、精神的にも元の状態に回復されることを願うものでございます。

町内には牛が38頭、豚がイノブタを含み27頭、イノシシやヤギが16頭飼育されています。本町では、農業振興課と総務課消防防災係が県や飼育業者の方と連絡を取り合いながら備えております。

現在の対策は、県西部家畜保健衛生所から配布される、踏み込み消毒用の炭酸ナトリウムを飼育業者に配布し、口蹄（こうてい）疫の侵入を防ぐ対策を取っております。

次に、5月末で閉鎖致しました平成21年度決算見込みについて報告致します。

平成21年度の一般会計を基本とする普通会計決算は、財政健全化に努めた結果、財政調整基金を取り崩さなくとも、実質収支が3億8千円程度の黒字となる見込みとなりました。

この大きな要因は、三位一体の改革で地方経済が停滞したことや、民主党政権になってからも地方経済が回復せず、平成20、21年度にかけ、国の大型の緊急経済対策等が実施されたことによるものと考えております。このほか国民健康保険事業特別会計など、7会計もそれぞれ黒字となる見込みでございます。

今後の財政運営は、庁舎移転や学校改築事業、黒潮消防署の移転事業、町道整備事業など大型事業が控えていますので、健全な財政運営を心掛けなければならないと考えております。

今後とも議員の皆さんをはじめ、町民の皆さん方のご協力をよろしくお願い致します。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで、町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、5番西村将伸君、6番坂本あやさんを指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、6月9日から6月18日までの10日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は10日間に決定致しました。

日程第3、議員提出議案第57号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

矢野昭三君

7番（矢野昭三君）

おはようございます。

この会議規則の一部改正を提案するに先立ちまして、少し説明をさせていただきます。

以前から一般質問のやり方につきましては、どうも3回という規制がある手前、もうひとつ踏み込んだ答弁をいただきたいという声がある中でなかなかできないという、そういう声がだんだん大きくなってまいりまして、議会運営委員会でも調査、検討するようにという指示をいただいており、先の議会のときにも佐川町さんへお邪魔して、そのやり方を勉強してまいりました。

それらを踏まえて、過日の議員協議会の中で、今回の議会からそのやり方を変えてみようということに態勢が固まりましたので、このたびこの改正について提出するものでございます。

それでは提出の、お手元へ届けてございますのでご覧いただきたいと思いますが。

議員提出議案第57号、平成22年6月9日、黒潮町議会議長様。提出者、黒潮町議會議員、矢野昭三。賛成者、黒潮町議會議員、下村勝幸。

黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出します、ということでございます。その中の資料につきましては、従来の、先ほど言いましたように上限3回を撤廃することでございますので、お手元へその文言が届けてございますので、それを確認していただきたいと思います。

以上、説明を終わります。

議長（小永正裕君）

これで議員提出議案第57号の提案趣旨説明を終わります。

ただ今議題となっております議案については、議員全員協議会で審議を尽した上での提案です。従って、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議員提出議案第57号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第9号、黒潮町火入れに関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第20号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、議案の提案理由を説明致します。

平成 22 年 6 月第 31 回議会定例会に提出します議案は、議案第 9 号、黒潮町火入れに関する条例の一部を改正する条例から、議案第 20 号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定までの 12 件でございます。

まず議案第 9 号、黒潮町火入れに関する条例の一部を改正する条例でございます。この改正は、現状の気象情報に適合していない文言があるため、文言を削除、修正するものでございます。

次に、議案第 10 号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例と、議案第 11 号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、子育て支援の一環として地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正されたことに伴い、それぞれ改正するものでございます。

議案第 12 号、黒潮町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、平成 21 年度の人事院勧告に伴う改正です。

議案第 13 号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定については、選挙公約に基づいて町長の給料を 10 パーセント、副町長、教育長の給料を 5 パーセントカットするものでございます。なお、期間は平成 22 年 7 月 1 日から平成 24 年 6 月 30 日までの 2 年間としております。

議案第 14 号、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例については、過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の地方税の課税免除、または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正が行われたことに伴い改正するものでございます。

議案第 15 号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国保会計が厳しい状況になってきたため、国保会計の健全な運営を図ることを目的に、国民健康保険税の税率を 10.7 パーセントアップとともに、国の税制改正に伴い改正するものでございます。なお、この改正により課税限度額が 47 万円から 50 万円に引き上げられることになります。

議案第 16 号、黒潮町集落排水事業運営審議会条例の一部を改正する条例については、平成 22 年 4 月 1 日の機構改革による課名変更に伴い改正するものでございます。

議案第 17 号、平成 22 年度黒潮町一般会計補正予算については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 467 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 94 億 3,467 万 2,000 円とするものでございます。

歳出の主な事業内容は、2 款総務費、1 項総務管理費、13 目情報基盤整備事業では、告知端末機器の設置を前倒しで行うため 1 億 5,713 万 4,000 円を追加。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、6 目環境衛生費では、川奥領地地区の水道未普及地域解消事業に 400 万円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、3 番目農業振興費では、レンタルハウス整備事業に 1,100 万円等、3 項水産業費、2 目水産振興費で佐賀地区の漁業水集落境整備に 3,302 万 4,000 円。

7 款商工費、1 項商工費、4 目産業推進費では、黒潮印への取り組みとしまして 210 万円。

10 款の教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費では、三浦小学校校舎改築工事設計委託に 1,153 万 9,000 円などでございます。

歳入の主なものとしましては、15 款の県支出金が 1 億 1,402 万 3,000 円。

18 款繰入金が 2,784 万 7,000 円。

21 款町債が 1 億 9,710 万円となっております。

議案第 18 号、平成 22 年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算については、既決予算に歳入歳出それぞれ 409 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 18 億 9,546 万 2,000 円とするものでございます。

主な内容は、離職者に対する国保税の軽減制度が創設されたことに伴い、システム改修を行うとともに、平成 22 年度老人保健医療費の拠出金が確定したことによる不足額を補正するものでございます。これに伴う歳入

は、財政調整基金から繰り入れすることとしております。

議案第19号、平成22年度黒潮町水道事業特別会計補正予算については、予算の組み替えで既決予算額の補正是ございませんが、平成22年度の機構改革に伴い職員を1名減したことにより、水道施設の点検、清掃の一部を委託するための予算を計上しております。

議案第20号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定については、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、馬荷辺地に係る総合整備計画を策定するため、議会の議決を求めるものでございます。

以上ですが、詳細につきましては副町長および担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、私の方から提案議案の細部についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず議案第9号、黒潮町火入れに関する条例の一部を改正する条例でございますけれども、議案書では2、3ページ、新旧の対照表では1ページをご覧いただきたいと思います。

火入れを行う場合にはですね、町長に申請をして許可を受けなければならないということになっておりますけれども、許可を受けた場合でも、当日の気象によりまして火入れを行ってはならないということになっております。

そのようなことからですね、その中に乾燥注意報の発令という文言がございまして、乾燥注意報はですね比較的発令されやすいというようなことで現実とマッチしていないというようなことがございまして、今回、乾燥注意報を除外したいというものでございます。

次に、議案第10号、黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案書では4、5ページ、新旧対照表では2、3ページをご覧いただきたいと思います。

町長からもありましたけれども、地方公務員の育児休業に関する法律の改正がございまして、黒潮町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものでございます。

概要と致しましては、3歳に満たない子どものいる職員が、当該子どもを養育するために請求した場合、業務の処理が著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないという趣旨でございます。この条例改正は施行日を6月30日としております。

続きまして議案第11号、黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてですが、議案書では6、7ページ、新旧対象条文では4ページから7ページをご覧ください。

これも、地方公務員の育児休業等に関する法令の一部改正に伴い、黒潮町職員の育児休業に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要は、少子化対策として夫婦で育児休業を取得して、子育てがしやすくする方向の改正でございます。

具体的には、配偶者が育児休業を取得している職員でも育児休業を取得することができるというようにしたこと。もう1点はですね、夫婦が交互に育児休業を取得していたということにかかわらず、職員が育児休業計画を提出して、最初の育児休業を取得した後3カ月を経過した場合、再度の育児休業が取れるというものでございます。少し分かりにくいかかもしれません、基本的に育児休業がですね3歳まで取れるということですので、その期間の改正でございます。この条例改正も6月30日を予定しております。

続きまして議案第12号、黒潮町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の改正ですが、議案書では8、9ページ、新旧対照表では8ページをご覧ください。

この条例改正は、平成21年度人事院勧告による改正でございます。

具体的には、新旧対照表の条文の新しい方の第2条第2号にもありますように、超勤時間を代休時間に振り替えた場合、職員団体のための業務を行うことができるよう改定するものでございます。

ここまで以上です。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

それでは、議案書で12ページ、13ページの議案第14号の補足説明を申し上げます。

議案第14号は、黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改定する条例でございます。今回の改定は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改定が行われたことに伴い、固定資産税の課税免除に関する条例の一部が改定となっています。

それでは、新旧対照表の9ページを見ていただきたいと思います。9ページでございますが、右側が現行条例で、左側が今回の改定条例で、棒線の部分が改定部分となっております。

ご承知のように、この条例は過疎地域として工事された黒潮町内において生産設備等を新設または増設したものに対し、固定資産税の課税免除を行うために必要な事項を定めるものですが、今回は2点の改定を行うものです。

まず、条例第1条の趣旨中、生産設備等でソフトウェア業を情報通信技術利用事業、カッコ法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう、に改めるものです。

法第30条の規定に規定する事業とは、電話その他の情報通信の技術を利用する方法による業務となっておりまして、商品の売買契約、契約の申し込みまたは締結の勧誘の業務等となっております。コールセンター等が該当になります。

次に、第2条第1号中、平成22年3月31日を平成23年3月31日に改めるもので、今回の法31条の改定により適用期限の延長によるものです。

これで14号議案の補足説明を終わります。

続きまして、議案第15号の補足説明を申し上げます。

議案書14ページから17ページの議案第15号ですが、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改定する条例でございます。

今回の改定は、黒潮町国民健康保険税の増収による税率改定と、国の平成22年度税制改定によるものです。

黒潮町国民健康保険税の税率については、合併後の平成18、19年度は不均一課税、20年度に現行の税率に統一しておりますが、その後、医療制度の改革や医療費の増加等で基金からの繰り入れが続いており、財源確保が必要になっています。このため、国保会計の運営上3,000万円の増収を見込みまして、結果約10.7パーセントの税率アップとするものです。

それでは、個々の内容につきましては新旧対照表でご説明致しますが、10ページから19ページまでが改定条例となっております。

それでは、10ページを見ていただきたいと思います。条例第2条は、税制改定による課税限度額の見直しによる課税限度額の引き上げで、2項の基礎課税額で現行47万円を50万円に、3項の後期高齢支援金等が税額で

現行 12 万円を 13 万円に引き上げ、改正を行うものです。

それから 10 ページ中段の条例第 3 条から 12 ページ中段の条例第 9 条の 3 までは、黒潮町国民健康保険税の増収を見込むための税率改正となっております。

第 3 条の国民健康保険の被保険者に係る所得割額で、現行 100 分の 4.5 を 100 分の 5.1 に、第 4 条の資産割額で現行 100 分の 22 を 100 分の 25 に、第 5 条の被保険者均等割額で被保険者 1 人について 1 万 2,500 円を 1 万 3,800 円に、第 5 条の 2 の世帯割平等割額を、特定世帯以外の世帯で現行 1 万 4,500 円を 1 万 5,800 円に、特定世帯で現行 7,250 円を 7,900 円に改めるものです。

第 6 条の後期高齢者支援金等課税額の所得割額では、現行 100 分の 2 を 100 分の 2.2 に、7 条の資産割額を 100 分の 9 を 100 分の 11 に、第 7 条の 2 の被保険者均等割額で被保険者 1 人について 5,100 円を 5,800 円に、第 7 条の 3 の世帯別平等割額で、特定世帯以外の世帯で現行 6,000 円を 6,800 円に、2 号の特定世帯で現行 3,000 円を 3,400 円に改めるものです。

第 8 条の介護納付金課税被保険者に係る所得割では、現行 100 分の 1.5 を 100 分の 1.8 に、第 9 条の 2 の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について現行 5,000 円を 5,600 円に、第 9 条の 3 の世帯別平等割で、現行 1 世帯につき 4,500 円を 5,000 円に改めるものです。

12 ページ下段の第 18 条の改正は、税制改正において地方税法施行規則が改正され、第 24 条の 32 が削除されたため、第 24 条の 37 は第 24 条の 36 となっているので、今回、項を改正するものです。

13 ページの第 23 条は国民健康保険税の減額関係ですが、23 条中減額していた額の限度額ですが、基礎課税額で現行 47 万円を 50 万円に、後期高齢者支援金課税額で現行 12 万円を 13 万円に改めるものです。

各号 1 号から 3 号にある第 735 の第 1 項を第 703 条の 5 に、それから法第 314 条の 2、第 2 項に規定する金額を 33 万円に改める国民健康保険税の減額に関する改正は、地方税法の改正によるものです。この改正前では応益割合に応じて減額割合を規定していましたが、今回の改正により減額措置は市町村の判断により、減額割合を選択できるようになりました。

13 ページ、第 23 条第 1 号は 7 割減額の場合ですが、国民健康保険税の均等割額が現行 8,750 円が 9,660 円に、世帯別平等割で、特定世帯以外の世帯で現行 1 万 150 円を 1 万 1,060 円に、特定世帯で現行 5,075 円を 5,530 円に、後期高齢支援金等課税額、一人当たり均等割額を現行 3,570 円を 4,060 円に、世帯別平等割引額は、特定世帯以外で現行 4,200 円を 4,760 円に、特定世帯で 2,100 円を 2,380 円に、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を現行 3,500 円を 3,920 円に、世帯別平等割額を現行 3,150 円を 3,500 円に改めるものです。

次に、14 ページの第 23 条第 2 号は 5 割減額の場合ですが、国民健康保険税の均等割額が現行 6,250 円が 6,900 円に、世帯別平等割で特定世帯以外の世帯で、現行 7,250 円を 7,900 円に、特定世帯で 3,625 円を 3,950 円に、後期高齢者支援金等課税額、一人当たり均等割額を現行 2,550 円を 2,900 円に、世帯別平等割額は特定世帯以外で現行 3,000 円を 3,400 円に、特定世帯で 1,500 円を 1,700 円に、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、現行 2,500 円を 2,800 円に、世帯別平等割額、現行 2,250 円を 2,500 円に改めるものです。

次に、15 ページの第 23 条第 3 号は 2 割減額の場合ですが、国民健康保険税の均等割額が現行 2,500 円が 2,760 円に、世帯別平等割額で特定世帯以外の世帯で、現行 2,900 円を 3,160 円に、特定世帯で現行 1,450 円を 1,580 円に、後期高齢者支援金等課税額、一人当たり均等割額を現行 1,020 円を 1,160 円に、世帯別平等割額は特定世帯以外で現行 1,200 円を 1,360 円に、特定世帯で 600 円を 680 円に、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、現行 1,000 円を 1,120 円に、世帯別平等割額、現行 900 円を 1,000 円に改めるものです。

15 ページの下段からの第 23 条の 2 については、税制改正により新設された条項ですが、国民健康保険税について国民健康保険の被保険者が非自発的な理由により離職した一定のものである場合において、在職中の保

険料負担と比較して過重とならないよう、所要の措置を講ずることとしています。

16ページの中段から第24条の2では、今言った第23条の2に該当する特定対象被保険者等に係る申告等について記述しています。

それから17ページの付則第6項、11項については地方税法等の改正によるもので、17項および18ページの18項では、租税条約に基づく地方税法等の特例等の法律の改正により、文言を整理したものとなっております。

以上で補足説明を終わります。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

それでは議案第16号、黒潮町集落排水事業運営審議会条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表のですね20ページ、最後のページですけれども、見てください。この条例改正につきましては先ほど町長も述べましたけれども、平成22年4月1日の機構改革による課名の変更に伴うものでありまして、条例第172号、第8条中の以前産業振興課をですね農業振興課に改めるものです。

以上です。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田壯君）

それでは、私の方から説明をさせていただきます。

まず議案第13号、少し抜かっておりましたけれども、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定につきましては町長が申したとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に議案第17号、平成22年度黒潮町一般会計補正予算について説明致します。

この補正予算につきましては、既決の予算に歳入歳出それぞれ3億467万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ94億3,467万2,000円とするものでございます。

まず、歳出の主な事業から説明させていただきます。16ページをお開きください。

2款総務費でございます。が、2億1,334万5,000円を補正致しまして、22億6,158万9,000円とするものでございます。大きな補正となっておりますが、主なものとしまして5目財政管理費5,468万3,000円でございます。これにつきましては25節積立金で、高知県情報通信基盤整備事業費補助金交付要綱に基づきまして、県の補助金を4,568万3,000円を積み立てするものでございます。

次に、13目情報基盤整備事業では1億5,713万4,000円を補正し、12億2,434万9,000円とするものでございます。主な内容としまして、15節工事請負費でございます。これは告知端末機器5,799台を前倒しして整備するためでございまして、8,524万2,000円を計上致しました。なお、この告知端末機の整備につきましては、実質的には1億5,524万2,000円掛かることになっておりますけれども、この工事請負費の中にですね、当初電柱改修費が7,000万含まれておりましたので、その分を差し引きまして8,524万2,000円ということなっております。

また19節では、当初は電柱改修費を先ほど申し上げましたように7,000万円を15節の工事請負費の中に含めていましたが、四国電力等の指導によりまして、工事費から負担金に組み替えするものでございます。

また、冒頭町長より庁舎移転候補地の表明がありましたが、14目で庁舎移転建設費を新たに設けております。内容としましては、13節委託料に庁舎移転候補地の用地測量費としまして100万円を計上致しました。

次に、16ページから17ページにかかりますけれども、3款民生費でございますが388万8,000円を補正し、19億1,980万2,000円とするものでございます。主なものとしまして、2項1目老人福祉総務費でございます。この金額は250万（後段で「25万」と訂正あり）と、補正額としては少ない額になっておりますが、今年度から在宅で介護する方のもしものときに備えて、緊急時にショートステイできるよう県下で20床、うち幡多地区でですね3床確保することになりました。そのためのですね負担金を計上させていただいたところでございます。

（議場より「25万」との発言あり）すいません、25万円でございます。ごめんなさい。訂正致します。

次に4款衛生費でございますが、400万円補正し、5億5,730万1,000円とするものでございます。これは、1項保健衛生費、6目環境衛生費で、川奥領地地区の水道未普及地地域解消事業としてですね、15節に工事請負費を400万計上致しました。このことにより、町内の水道普及率は98.66パーセントとなる見込みでございます。なお、整備後の維持管理につきましては、水質検査は町が行ないますが、施設の維持管理は受益者が管理することとなっております。

次に、17ページから18ページにかけての5款労働費でございますが、923万2,000円を補正しまして1億2,797万9,000円とするものでございます。内容は、1項労働諸費、2目雇用対策事業の13節で、森林整備境界確認事業を県のふるさと雇用再生特別基金事業を導入して実施するものでございます。この事業は、県の100パーセントの補助でございます。なお、委託先は幡東森林組合を考えております。

次に、6款農林水産業費でございますが、5,814万6,000円を補正致しまして5億7,157万7,000円とするものでございます。主なものとしまして1項農業費、3目農業振興費の19節負担金補助及び交付金でございます。この19節負担金補助及び交付金で1,723万6,000円を計上し、農業の振興を図ることと致しました。

内容は説明欄にあるとおりでございますが、冒頭町長も提案説明がありましたけれども、環境保全型農業推進事業に202万4,000円、それからレンタルハウス整備事業に1,100万円などとなっております。

5目農地費、7節賃金では、職員の退職に伴い臨時職員を雇用するために144万1,000円を計上させていただきました。

19ページになりますけれども、3項水産業費では3,938万9,000円を補正し、2億2,112万円とするものでございます。主なものとしまして、1目水産業総務費の13節委託料で、職員の産休に伴い臨時職員を雇用するために151億9,000万円（後段で「151万9,000円」に訂正あり）を計上致しました。

（議場より何事か発言あり）151万9,000円を計上致しました。

また、2目水産業振興費では3,787万円を補正し、1億3,782万3,000円と致しました。内容は、財団法人自治総合センターの支援をいただいて、カツオのシンポジウムを来年の1月8日に計画しております。このシンポジウムに対する予算は、8節報償費で講師等の謝金を66万円、9節旅費では、講師およびパネリスト等の旅費として173万9,000円、また、11節需用費では印刷製本費や食糧費等としまして80万円、それから12節役務費としまして3万円、13節の委託料等のテープ起こしとしまして14万1,000円など、合計337万円を計上致しました。

また、佐賀地区の漁業集落環境整備事業としまして、15節工事請負費に2,000万計上致しました。内容としましては会所集落道の整備、それから防火水槽の整備、避難道、避難誘導灯の整備などでございます。

また、17節公有財産購入費では、2件で150万円を計上させていただきました。

22節補償補填及び賠償金では、建物の移転補償としまして800万円を計上致したところでございます。

次に、20ページから21ページをご覧ください。

7款商工費でございますが、508万3,000円を補正致しまして9,048万7,000円とするものでございます。主

なものとしましては4目産業推進費で、新たに301万3,000円を計上致しました。内容は、9節旅費で東京、大阪などへの職員の行動旅費としまして83万7,000円を計上致しました。また、13節委託料では黒潮印の取り組みとしまして210万円を計上致しました。

次に、22ページをお開きください。

21ページから22ページにかかっておりますけれども10款教育費でございます。教育費では1,097万8,000円を補正致しまして、10億909万円とするものでございます。主なものは22ページなりますけれども、2項小学校費、1目学校管理費で、冒頭町長からもありましたけれども、13節委託料に三浦小学校校舎改築工事設計委託料としまして1,153万9,000円を計上致したところでございます。

次に歳入の方でございますけれども、13ページをお開きください。

歳入の主なものとしましては、県支出金が1億1,402万3,000円、また、14ページになりますけれども繰入金が2,784万7,000円、町債が1億9,710万円となっております。

このうち一般財源とされるものが、14ページの財政調整基金繰入金の1,884万8,000円となっています。

次に9ページをお開きください。

第2表で地方債の補正を行っております。歳出で説明しました情報基盤整備事業ほか2件の補正を行い、限度額が20億6,580万円となり、大きな地方債借入予定額となっております。なお、借り入れ利率と償還方法につきましては、変更はございません。

以上でございます。よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

それでは議案第18号、平成22年度黒潮町国民健康保険事業特別会計予算、補正1号について説明させていただきます。予算書の方が黄色い表紙のものです。

補正理由は、離職者に対する国保税の軽減制度が新たに創設されたこと、老人保健医療費拠出金の確定によりまして、これらの不足額が生じまして計上したものです。

歳入歳出それぞれ409万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18億9,546万2,000円とするものです。

歳出から説明させていただきます。9ページをお願いします。

1款1項1目の一般管理費で95万6,000円を計上しております。ジェネリック医薬品の啓発普及のために、医療費通知の際にですね後発医薬品の差額通知を行うシステムを国保連合会に委託して行うものです。これは県下の市町村で取り組むということにしております。

2項1目の賦課徴収費で118万2,000円、システム改修委託費として計上しております。これは倒産や解雇などによる離職された方の保険税の軽減制度が設けられたもので、国保税においては前年所得を基に算定されておりますが、この所得を30パーセントと見なして算定するためにシステム改修が必要となりまして、計上するものであります。

5款1項1目の老人保健拠出金は22年度の額が確定されまして、この不足額が195万7,000円を計上しております。

続きまして歳入の方です。8ページをお願いします。

この算出合計409万5,000円を必要とすることとなりまして、9款繰入金、1項2目の財政調整基金繰入金から409万5,000円を計上しております。

以上です。よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（濱田仁司君）

失礼します。

議案第19号、平成22年度黒潮町水道事業特別会計補正予算について説明させていただきます。

予算書はこの水色いやつで、3、4ページをご覧ください。

補正の理由としましては、4月の機構改革により平成22年度より水道関係職員が大方4名、佐賀1名、5名であったものが1名減の4名となり、水道保守点検業務が困難な状況にあるので、外部委託をするものです。

委託の内容は町管理の水道施設で、水質管理、施設清掃および保守点検を業務とし、安心安全を第一とするもので、町内の水道給水工事指定店各14社の集まりである黒潮町管工事組合に委託を予定しております。

3、4ページの明細書で説明させていただきます。

3ページ3、上水道業務費用で、ここで補正額として188万5,000円を補正額としております。内訳としては、原水及び浄水費ということで委託料で82万円を計上しております。

それから総務費としてもろもろありますが、一般職員の給料が22万の減額、期末勤勉手当が1万6,000円の減、扶養がプラスの29万4,000円、通勤手当が4万9,000円、それから総合事務組合負担金が減額の4万2,000円です。

それから法定福利費用として、共済組合がプラスの11万円、互助会が減額の1,000円、追加費用として13万3,000円。

計、補正額として総係費が30万7,000円です。

それから2番の営業外経費で、消費税としてプラス補正として75万8,000円。これが、款3の上水道事業費ということで、補正額として188万5,000円です。

次の4ページですが、こっちが款4の簡易水道事業費の減額で、これが三角で188万5,000円です。内訳としましては、保守点検業務として381万7,000円で委託費を計上しています。

次の総務費として、一般職員の給与で減額で293万9,000円、期末勤勉手当で106万9,000円、住居手当が減額で22万2,000円、総合事務組合負担金が減額で55万9,000円です。

それから法定福利の方が、共済組合が減額で73万3,000円、互助会が減額で1万7,000円、追加費用が16万3,000円です。

総係費合計が減額で507万2,000円です。トータルで減額の188万5,000円ということです。人件費の組み替えによるものです。

委託費とましては、3と4で合わせて463万7,000円です。上水道の3の方が82万円、簡水の方が381万7,000円、合計463万7,000円の委託料として計上しています。

以上です。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、私の方から議案第20号、馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についてのご説明をさせていただきます。

議案書の方では23ページ、24ページをお願いします。また、議員の皆さんには参考資料としてお配りして

おりますので、この方も併せてお願ひしたいと思います。

馬荷地区におきましてはですね、辺地開発事業と致しまして平成17年度から21年度にかけて、町道の改良事業および電気通信に関する施設を計画し、事業を実施しているところでございます。

今回、21年度で減といいますか昨年度も計画が切れましたので、まだ道路改良の必要な所等がございますので、引き続き22年度から26年度にかけてですね、議案書の方は24ページですが、総合整備計画書のとおり認定を受けてですね事業を実施したいということで、議会の議決を求めるものでございます。

議決をいただきますと県の方に、また国の総務省の方に、総務大臣の方に提出致しまして認可を受けてですね、事業を実施していくみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

この際、10時30分まで休憩致します。

休憩 10時 15分

再開 10時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

初めに、議案第9号黒潮町火入れに関する条例の一部を改正する条例の質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第9号の質疑を終わります。

次に、議案第10号黒潮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第10号の質疑を終わります。

次に、議案第11号黒潮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号黒潮町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第12号の質疑を終わります。

次に、議案第13号黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についての質疑はありませんか。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

これは町長の選挙公約だったということですが、限定期間を2年間ということにしておりますけど、この理

由がありましたら。2年間に切ったという意味ですね。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

提案理由の説明の中でも申し上げましたように公約となっておりますが、選挙戦を通じて実は期間とか金額の設定を口外したことはございませんが、地域をお回りする中で、給与の削減についてどう思うかということでございまして、対応してまいりますという発言をしておりますので、それに対応したところでございます。

2年間につきましては、2年間終了時に継続性が必要と認められるならば継続してまいりますし、また、給与に見合ったお仕事をさしていただくために一生懸命頑張ってまいるというところが、現在のところでございます。

よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

給与条例の改正ということですが、いわゆる佐賀町の給与条例と大方町の給与条例の一部、ここに参議院の選挙も来るのですが。その選挙に対する事務の問題、時間の問題、それから時間に対する給料の比率を佐賀と大方と1つにするのかどうか。選挙に関する給与が多少違いますので、それを1つにするのか、現行でいくのかどうか。

それだけ聞きたいと思います。

議長（小永正裕君）

西村策雄君に申し上げます。

この議案は、特別職についてに関して記載されております。一般職の内容とは違います。

12番（西村策雄君）

課長は、以下と言われんけど、課長までの条例ということですか。

議長（小永正裕君）

以上ですね。特別職です。特別職。

（西村議員より「分かりました」との発言あり）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第13号の質疑を終わります。

次に、議案第14号黒潮町固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第14号の質疑を終わります。

次に、議案第15号黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

この上げるという理由が経営が苦しいというのは言われましたが、具体的にどう苦しいんですかね。普通、町民に負担を強いるいうがやったら、国、県に対してもっと金を回してくださいと、そういう努力をするがが先やないですかね。

そういう努力をした上でもなおかつ、何ともやり繕りが付かないという話の上で、町民に負担をお願いしますというがやったら分かるんですよ。ただ、計算上それができない、やり繕りが付かないというだけの理由で、いともやすやすとですね上げるという姿勢はですよ、これ合併してからよね、何が良かったのか町民は。町民の負担が増える一方なんですよ、合併してからも。そこらあたりのね感覚は困るんですよ、これは。

どういう努力をしてきたか、歳入確保にどういう努力をしたのか、その説明を十分いただいてないです。だから、下から何番目いうて言われても、この前言ったように、じゃあ町民の所得水準は上から何番目ですか、下から何番目ですか。それは分からんでしょう。だからねそういうものを、現に私の知つちゅう人なんかでも年金が月に3万、4万の人で生活しよういっぱいいらっしゃるんですよ。そういう人らがね、大変今まで苦労してきてやってきちゅう。今になってからよ、それは独居老人とか身体障害者みたいに苦労をされゆう。そういう人らの心をねどれだけ思いやった上で、これ上げるのか。そういうね説明がないですよ。

町長の所信表明の中にはね、確かにそのいただきました。それはやっぱりね、ああ、いいことだなあと、そこまで町長は考えてくれちゅうと思いましたけど、この具体的に、保険料1割以上上げるというときについてですね、私はこれを国とか県にどれだけ汗をかいて町は動いたんですか。

足し算、引き算の世界だけでやられたら、町民生活は成り立たん。それは前から言うように、医者にかかってたらなんぼお金がたくさんある人も少ない人も、風邪を引いて医者にかかる。負担金5,000円払うがやったら、おんなじ5,000円でも重みが違うんですよ。年収たくさんある人と、年金でやっと暮らしていきゆう人と、おんなじ5,000円でも1回医者へかかったときの5,000円は重みが違うんですよ。だから、そのへんのことをわきまえてやっていただきたい。

私はずうっと、戦前、戦後を通じて高齢者は大変ご苦労をされてきて、今日の繁栄の礎になられた方ばかりやと。だけど、現状においては後継者がいないとか身体障害者になったとか、そういう意味で大変ご苦労されておるということをずうっとこの場でも訴えておるんですよ。

それがこの予算、国保税を1割に上げるということについてどれだけその心の中によ、上げることの意味の、町民が苦しい生活をされてることを理解した上でこうのことになってるの。

ちょっとそこを聞きたいです。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 10時 41分

再開 10時 42分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

私の方からお答えさせてもらいます。

先の議員協議会でも説明させていただきましたが、医療費の方がですね20年度、21年度と18億を超える医療費が掛かっております。これについてはですね、当然町の方も医療費の抑制ということで努めております。

検診の受診率の向上等も努めておりますけど、どうしても最近の高度医療とかの影響があつてですね、医療費が若干伸びている状況であります。こういうことからですね、現状では基金を取り崩してこの2年間ですね、20年度は6,000万、21年度は4,000万の基金を取り崩して運営している状況であります。

こういうことで、基金の保有残高が22年度においては9,000万を切るという状況にこのままいくとなりますので、健全な運営するためには一定の税収を求めないと運営ができていかないとということになっておりまして、今回3,000万程度の増額をお願いするということにしております。

大変、町民の皆さんのが入が落ち込む中で上げるということは、大変厳しい状態は迎えておりますが、現状の運営から言えばですね税率改正もやむを得ないと、そのように考えております。

(議長より「課長、国、県に働き掛けたかいう質問があつたがやつたけど」との発言あり)

国、県への働き掛けということはですね、町から特別の、黒潮町独自の働き掛けはしておりません。制度の中で運営しておりますので、そういう行動はよう取っておりません。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

そのね、よう取らんじゃなしによ、具体的に汗をかいた上でこういうのがどうもこうもならんので、こういう提案をするのかということを質問しゆうがですよ。どれくらい汗をかいたかということなんですよ。そうせんと、町民はね納得いかんですよ。ただ数字が、困ったいうだけの理由でポーンいえばあ上げられたらね、これまたもんじやない。

経営ができるいうがは事実かも分からんけど、じゃあそのために、それを回避するために、町民の生命、財産を守るのが町長の仕事や。それを守るために、じゃあ町長はどういう汗をかきましたかと。国、県に対してどういう要求していったのか。町民の生命、財産を守らないかんがですよ、町長は。そこを言いようがです。

で、それともう1点。ここね、施行期日があるがね。これは4月1日から適用と書いちゅうけんどね、町民に負担を強いるものを遡及（そきゅう）されたら困る。何で遡及（そきゅう）するが、これ。町民にとって直接メリットがあることは遡及（そきゅう）することはいい。だけどね、負担を強いるものをね、遡及（そきゅう）されたら困る。何でこんなになるが。

私は汗をかいてくださいというがが、お願い1つ、ね。それから今言ったように、負担を強いるというのにきかのぼって遡及（そきゅう）されたらまたもんじやない。何で1割もそのへんも上げるに遡及（そきゅう）していくわけ、4月へ。もう6月も終わる。困る。

そこらへんの、どうですか。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

時期的なことですけれども、これは地方税法の改正も含めて4月1日ということで今度提案しておりますけど、国保税の納付書の発送、課税は7月1日以降になりますので、県の方にも一応問い合わせしましたけれども、こういったことかまんということで条例制定をさせてもらっています。

以上です。

(矢野議員より「そりや、おかしい。負担金は、負担するがは町民ぜよ、県が言うた人間が負担3,000万するがやつたらそれはかまんと思うけど、そうやないがやき。町民がもともとから出さないかん金がそれがあ出

てくるわけ」との発言あり)

議長（小永正裕君）

ちょっと待ってくださいね。

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

不利益不遡及（そきゅう）には当たらないし、毎年こういう形で、国保税の場合は限度額も毎年改正なったりして通常のやり方で、今年に限ってそのように特別ですね、時期的なことをそう言われるかもしれませんけど、まあ改正がありますので、3,000万の。住民にはご無理なあれになりますけど、一応改正としてはもうこういう改正時期でしか方法はありませんので、適正な設定の仕方と事務局としては考えております。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

いやいや、その汗をかいてくださいというがについては全然、県にはもらえないには困る。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

汗をかいたかどうかというご質問でございます。

先日、高知市長の岡崎誠也市長が国保連合会の中央会の会長に就任されました。多分なる情報を持っておると思いますので、矢野議員からご指摘がありましたように、まずは税の上昇を抑えるための何かご見識をお伺いに、あるいはそういったそれに伴うような何かこう情報を得られるように、自分がまず動いてまいりたいと思います。

よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それでですね、課長が答えたのは法改正になったというけど、法改正がいつあったか、ちょっと僕聞いたかも分からんけど覚えてないが。

それではこの前に、町長が一番最初に招集を掛けていただいた最初の議会のときに、そのときにそういう提案ができなかつたものですかね。

それから、法はいつ変わったのこれ。3月31日に変わったわけ。この前にお願いしちゅうのは、専決でよ179条を乱発されたら困ると言うちゅうがぜ、この場で。だから、本来専決もできない。しかし、今になってやるというけど、この前にも議会1回開いちゅうがよ。そこらへんがね、わし分からんがよ。

もう時間がない。7月で早、納める納期が来るとか何か課税か何か分からんけど、7月1日いうて言いゆうけど、それは、置きやあ置くばあそっち寄っていきますよ。そこらあたりはねやっぱり町民がよ、まあ、これ聞いたんですよ、僕も。また税上げるいいようがどう思われいう話も聞いたし、電話で私のとこへ言うてきた人もおるんですよ、困るいう話を。そりやそうですよ。

だから、どういう収入を得る努力をしたのか。歳入を増やす努力をしたのか。今、町長お答えいただいた、そういう答弁で私は結構なんですよ、そこは。だけど、それ以外の収入をいかに確保していくのか。ここらあたりは一層の努力をお願いせないかんし、その今言いよったようによね、それいつ改正になったのか。それは

どうなんですか。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

改正につきましては3月末でした。それでスケジュール的にですね、いろいろとうちの内部でもいろいろとやってましたけれども、どうしてもその専決はすることは今回必要ないということで県の指導も受けましたしですね、ほんで6月議会に今回提案させてもらいました。

ほんで地方税の場合は、特別徴収が5月1日に出ますので、6月議会で間に合いませんので、前回の専決処分にさせてもらっております。ほんで国保税の場合は7月発送ということですね、前回の専決にはしてないわけです。そこらあたりまたちょっとご理解願いたいと思います。

それから徴収率、どのような努力をしてるかということで、収納率をアップのことになろうかと思いますが、収納率アップは鋭意努力しておりますが、現状の結果となりますと、平成20年度のですね国保の収納率は95.01パーセントです。県外の平均の収納率は90.92パーセントで、県内34市町村中17位です。ちなみに幡多6市町村中、収納率は本町が一番収納率は高いです。第1位です。まあ今回の収納率を高めてですね、努力してこの税額アップをしない方法もいろいろと考えました。けれど、税制改正を避けるということですね、過去の徴収、収納率の実績ですね、や現在の社会状況から判断すると非常に厳しい面がありますので、これ以上の税収率のアップは難しいと思いますので、そういう面からの。

従いまして、今回この過去の4年間の実績も含めて、収納率も勘案しましてですね、3,000万見込むための約10.7パーセントの改正率をお願いすることになっております。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

この条例、まあ一般会計、特別会計だけを見た場合に、税収が落ち込むことによって結局税率を上げないかんという内容の中で、今課長が説明したとおり税の収納率も上げる努力も、課ではそこらあたりが精一杯やろうと思う。

で、これをどうやって抑えるかということは、もう基金からの取り崩しによる繰り入れによって抑えていくか、あるいはその他の一般会計の積立金の中から振り込んで抑えるということをしなきゃね、まずこの今の上げ幅を、まあ3千万くらいですか、それを抑えることはできない。だから、まあそこは行政裁量、町長の裁量において、一応3,000万の過酷な負担を住民に強いりということについては、そこからの繰り入れによって抑えることでのやっぱり行政のいわゆる裁量によってそのことができるわけです。しなきゃならんと思う。

当初の所信表明の中で、各地を回っていろいろな意見を聞いたと思われるんですけども、今とにかく収入がない。農業も、漁業も、それから商売をされている方々もいろんな方、この被保険者の方々の今、生活収入として得る収入というのではない。で、非常に経済的に苦しい状態の中で、いわゆる年金暮らしという、さっきも矢野議員から言われましたけれども、年金暮らしでやっとこさ高齢者の保険税を払わないかんとか、いろいろ介護も払わないかんとか、そういう非常にもうぎりぎりの生活をしよる中で、この国保税の引き上げをされるということは非常にね深刻な状況にあるわけです、今の各町民の暮らしの中には。

これは国保税だけをとらえて考えるならばまだしも、これ先の臨時議会でもいわゆるその控除額からこいの廃止の条例の専決がなされたわけですから、これに伴うて、やっぱしそれも幾ばくかはこの税負担に跳ね返ってくる。そんな状況の中にある中で、今住民の暮らししが十分、その負担にこたえていけるような状況にあ

るならこれはかまんわけですが、そういう負担を背負う状況にない、はつきり言って。

今、病人になって入院をするとかいうようなことになつたらそれは大変なあれで、医者手当さえ受けれんというような形の中で生活しようわけですから。結局、今町長がずっと回つてそこらの声も聞かれたと思うんですが、やっぱり基金からの振り込みか、あるいはその他の積立金の中からの繰り入れか何かやってこれを抑えるべきやと、私はそう思う。

まあ、先の町長から引き継いだ、先の執行部から引き継いだ、まあ新任の町長に対してこういうことを言つるのはやね、かなり酷な無理な話だろうと思うんですけれども、一応、今の住民の暮らしを考えた、所信表明の中で考えた行政を運用していくということならば、具体的にそういうしたものに手を付けていくということをすることが先決であるし、まあ率直に言って、そういう期待で新しい大西町政というものに対する住民の期待というのが寄せられておると思うんですが、そこらあたりどうですか。

それ町長として、そこらの町長裁量でできないか、ということをお願いしたいと思います。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

竹下議員の質問にお答えします。

最も強く言われておるところは、今はその税率アップ、税額アップをする環境下にないということだろうと思います。地域経済の疲弊は私も危機感を持っております。

税率、税額のアップができる環境づくりというためではございませんけれども、地域経済の復興については力を入れてまいりますので、そのへんはそういう形で対応させていただきたいと思います。

また今回、断腸の思いで税率、税額アップについて提案させていただきますのは、先ほどご指摘がありましたがよう一般会計からの繰り入れ等々につきましては、正直申しまして今の私の見識ではなかなか判断しかねるところでございます。

まず取り組んでいかなければならないのは、先ほど申し上げました町内の地域経済の回復による、何とかお願いできるような環境整備に全力を尽くすということと、それからこちらで、国保の方でご負担をいただく家庭に、ならばそれ以外のところでどういったサービスができるのか、あるいはどういった分野で軽減が図られていくのか、そういうことを検討していくのが私の仕事だと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

町長の気持ちとしては分かるんですけども、今、町民に差し当たってどうこたえていくかということを今聞きよるんですね。

だから今、国保会計というものが特別会計で運営をされておりますけれども、この国保会計というものが町民の命を守つていきよる。だから、それを守つてずっと今までやつてきたけれども、これだけどんどんどんどんもう税負担が伸びあってくる状況の中で、私、今この全体のまた一般会計の中でもちょっと、補正についても質疑を致しますけれども、非常にね無駄な。投資を、こんな投資をして、果たして一体どれだけの町民に対して潤いがあるのかということを考えたときに、投資的効果なんかを考えたときに、非常に大きなその効果が疑われるような、そういう財政運営をしておるんです。

こんなところに金を入れるんだったら、もっと命を守る、これは町長が所信表明の中でも言われたけども、

町民の命を大事にするこの施策というものについては、やっぱり国保会計にも充実した運営ができるような状況でやっていからたらね、これは命守れんですよ、はつきり言うて。町民の具体的に、町長が言われた内容を具体的にどうするのかということになるとよ、そこらあたりの今提案をされているような内容に対して、それを実現をしていくということが私は大切じゃと思います。

そこらあたり再度、もう一遍ね、やっぱり検討をするという考えがなかつたらちょっと、これもいろいろ先々のこれから行政運営について、やっぱし疑問を抱かざるを得ない。

この点についてもう再度、お尋ねを致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

先ほど精一杯お答えさしていただきましたが、また再度のご質問でございます。

まず、ご指摘がありました行政業務の中でいろいろ執り行われております事業の無駄について。これにつきましては、現在取り組んでおります事業評価等々を含めまして精査してまいります。また、その事業評価の中では、事業費については下限を設けずということで、ゼロベースでの見直しも視野に入れた事業評価を行なつておるところでございますが、またさらに一段と精査できるような仕組みづくり、あるいは庁舎内での議論を活発にしてまいりたいと思います。

税率、税額のアップにつきましては、今回提案をさせていただいた内容、あるいは提案理由の説明以上のことがなかなか申し上げにくいところでございます。

どうかご理解よろしくお願い致します。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

自分はね、町長がこの提案をしたということについてはね、敬意を表します、これは。初めてね、選挙の結果新しい町長になって、住民の皆さんにね負担をね、結果として負担をしてもらわないかんような議案をね提案するということはね、なかなかできんことです。そういうことでね、自分は提案には敬意を表します。

ただ問題は、提案のされた内容です。議案です。それで自分、先日の議員協議会の中でも聞いてもらったことで、これは矢野議員、竹下議員、今おっしゃった趣旨とほとんどおんなじことです。そういう中で、あのとき自分言わしてもうたのは、たまたまここへ出てきている数字。最高限度が47万が50万。これは6パーセントちょっととのアップにしかなっていないわけです。片方の、12万が13万。結局ね、あのとき自分聞いていたいのは、47万の上限の人が50万なってもそれほど負担じゃないと。ただ12万の人が13万。わずか1万やけんと、この1万はほんとに負担なるお金やということを自分は聞いていたので、それで、この改正もそういう趣旨でやらんことにはほんとに、まあ言葉は失礼かも分かりませんけど、年金で生活されているような方がわずか1,000円でも負担するということはね、自分の命を削っていうような部分が自分出てくると思う。そういうことをこの間、自分は言わせていただきました。

そういうことで自分はまず、あのときもたまたま課長の説明が、このことによって3,000万の増収になるということやったもんで、その3,000万どつかで節約できんがかよと。その節約をやつた上でどうにもならんというのであれば、その時点での提案やつたらこれは住民の皆さんも、これはもうしょないねえと。そしたら一番今問題になっておる医療費も、まあこれは命にかかる問題ですかんと、ほんとに病院へ行かないかざつづろうかと、病院での薬をもらわないかざつづろうかというところから、住民の皆さんも理解してもらえると

思うがです。

ただ、今のような形で、昨日、おとつい新しい政権も出てきた。現実に皆が心配されておるのは、国にしても町にしてももうどうにもならん借金をされておるわけよね。それからうちの町にしても、先ほどのあれでも町債を出さないかん。自分ねそこを考えないかんときになってきちようと思うがです。先ほどの竹下議員のお話のように、本当に今使いよう金が使わないかんもんか。確かにあるときまではね、錢が足らんき税を上げろうとか、公共料金を負担してもらおうとかいうことのできた時代もあったと思うがですけどね、自分はそういう時代、残念なけんどそういうときやないなった。そうしたらねこれは、残念なけんどお互いがよ無駄をなくする、個人も行政も。いうときに自分は今、日本は入ってきた、黒潮町は入ってきたと思うがです。

そういうことで自分、この議案の今言う、まあ10.5パーセントのような説明あったように思いますけど、恐らくそれが平均やと思うので。それを、仮に10パーセント上げるにしてもよね、もうここにおる人10パーセント上げられても、そんなに苦痛やないです。ないと思います。しかし、3パーセントでも苦痛な人がおいでるわけですから、そういう人には、申し訳ないけど3パーセントは負担してくださいと。ある人らあには10パーセント、20パーセントを負担してもらいますというような形のね取り組みを自分はせんといかんときになつたと思うがですけど、どうですろうか。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

先ほど来ですね、一般会計からの繰り入れをということがありましたが、現在行っているのは法定内の繰り入れということで、国保の職員に係る人件費、また出産育児一時金として一般会計から出しております。

それとですね、低所得者への対応ということで、軽減分については一般会計から5,800万ほど出しております。この一般会計からはですね、総額で1億5,000万ほどを国保会計へ法定内の繰り入れとしてはめております。

だんだんに議員さんから言われるようにですね、医療費の抑制ということが一番言われておりまして、町の方もですね受診いうことが健康診断を皆さんのが受けさせていただいて、病気の発生を早く見つけると、早く治療をするということが一番重要なことでありますし、検診の方法もですね、これまで集団検診だけでありましたけど、個別検診もこの国保事業でやろうということで取り組んでおりますし、今回提案しておりますジェネリック医薬品の普及と、そういうところにも取り組んでいきたいと。極力医療費を抑制せないかんということに考えております。

国保事業については、当然これ国民皆保険の相互扶助の精神で行っておりますので、当然その応益応納負担で、所得の多い人はそれだけの負担を求めているということになっております。

ですので、そういうことで事業への理解をいただきたいと思っております。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

理解をせんといかんと思うがです、自分らも町民の皆さんもね。ただね、検診とかよ、今までそんなことはずうっとやってきたことやと自分思うがです、これは。先にも言いました、残念なけんどね、今までの手法では、考え方ではもうどうにもならんとこへ自分来ちようと思う。

それで、まあ昔はやつた言葉やないですけど、そういう考え方をね逆転いうかね、そういうところの取り組みをねせんことには自分いかんとこへ来たと思うがです、これは。

そういう思いで自分は質問させていただいた。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 11時 13分

再開 11時 14分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長。

副町長（植田壯君）

明神議員の、今までの取り組みではいかんがじやないか、逆転の発想で国保もですね考えていかないかんというようなご質問があつたかと思います。

この国保会計につきましてはですね今までだんだんに言うてきたとおりですね、やはり受益者が今のところ負担すべきというのが大原則でございますので、これ以上のですね町としても今現在は、繰り入れとかいうことは考えておりません。

今、課長からもありましたように、現在の法定内のですね繰り出しを1億5,000万やっておりますので、それには軽減措置の対応とかをですねそれぞれ住民の皆さんですね、保険者の皆さんのそういった軽減措置もそういったとこに含まれておりますので、その部分についてはご理解もいただきたいというふうに思っていますが。

この取り組みにつきましてもですね、現在いろんな取り組み、国保サイド、それからまた衛生サイドですね、今言われたような取り組みをしておりますけれども、今のところ我々の中ではですね、それ以上の転換というのはですねないのではないか。まあ、あるとすればもう少し細かな対応といいますか、そういった部分しかないのではないかというふうに思います。

総合的にはですね、これいろんな形で国にもこの国保制度の改正といいますか、この国保の厳しさというのは黒潮町だけやなくしてですね全国的にこういう状況でございますので、当然こういったことにつきましてはですね、それぞれ町村会とか全国知事会とか、こういったところでですねそれぞれ訴えておるというふうに認識はしておりますので、そういった部分からですね今後は考えていく必要があるのではないかというふうに思ってます。

先ほど町長が申しましたようにですね、これから町長がそういう形でどんどん動いていただいてですね、この国保制度の在り方そのものをですねもう少し検討していく必要があるのではないかと思っていまして、現在では取り組みに対する対応というのは現状のまでしかないということでございまして。

なお、皆さんにだんだんにご指摘いただきましたので、そういったことも参考にさせていただきながら、今後ですねできるだけ皆さんに負担が掛からないような対応を取ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森治史君）

すいません、この95パーセントの徴収率を挙げてますけどね、これ1割上がってよね、これ取らぬタヌキの皮算用いうと、逆に言わんけど、執行部の税務課の方には失礼な表現になろうかと思いますけど。

これ、10パーセント上げて95パーセントの、前年度並みの徴収率が果たして可能か。これは希望的推測の

数字じゃないうかと思うんですよ。実際払いにくい人が増えてきている中での10パーセントの値上げということは、問題はそこにあろうかと。それでそうすると、また1、2年すると税収が落ち込んだということで、負担がふとってきて、また上げないかんというこの悪循環になろうかと思います。

それから根本的な問題ですけど、町でいわゆる減免の所得のあれをよ、町独自でできるか。まあ国からの基準があって、国の基準に従わないかん部分はあろうかと思いますけど。そのように、今のお話の中であるように減免、措置を取った不足分については一般財源からの補てんができるということありますとしたら、本当の年金で暮らしている方々の、低所得という言葉が不都合を生ずるかもしれませんけど、ほんとにやっていけない方々の所の軽減を大幅にするようにして、そして一般財源から持ち出しによって全体的なものあれを、先ほども明神議員が言ったようによね、おんなし47万円が3万上がった方とね、12万円が1万上がる方との、この持ってるお金の重みいうものが違いますし、3万5,000円ぐらいの年金1カ月、二月で7万という方もおいでますよね。こういう方の中の500円という値上げというものがよね、これは3万値上げよりももっときついと思うんですよね。

そういう意味にしたときに、減額の7割とか5割とか3割減免ができるという、この基準枠をもうちょっと緩やかにしてあげてよね、それでそういう方を助けることによって、もっとすければもんならすけてあげてほしいということと、この問題は、いわゆるこれ今長寿保険とかいいりますけど、後期高齢ができたときによね、75歳になると、子どもさんが働きよって、子どもさんの中の扶養で厚生年金とか国民年金の中に加入しちょったお年寄りがよね、一律に誕生日を迎えることによってそのまま出ていったわけよね、後期高齢という保険の制度の方に。これは国の制度ですから。これからが、ものすごく年金暮らしの方々にご負担が掛かる税になってきたと思うんですよ。だからこれは、町長自らやっぱり県に言い、全体になって国の方にこの制度の抜本的な改正せん限り、いつまでたってもこの悪循環の繰り返しになると思います。それは病院に行くがを控えてもらわないかんとか、ジェネリック医薬品、これも後発メーカーではなくて、これは特許が切れたんで、どこの製薬会社が作ってもよくなつた薬のはずです。誰が作ってもかまんつたものを一流の製薬会社やなかつたけれど、まともなものを作つて出してるはずです。そのへんもやっぱり住民の方に徹底して分かっていただかんと、後発メーカーという言葉を付けたら二流品かということになつて、効くかえということになります、薬が。

薬もやっぱりそういうことを奨励でいくんでしたら、これは持つてたメーカーの特許権が切れたんで、特許権がないからおんなじ成分で同じ効能あって、安く販売できる薬ということですので、そのへんもやっぱり住民の方に分かるような説明が必要と思いますし、やっぱり国に対してその制度の見直し、まあ皆さんだんだんに言ってますけど。これがないと、実際にいつまでたってもこれ後期高齢の負担金もあるし、我々の74までの人の国民健康保険の中には、国保税の中にはよね、後期高齢の方への搬出金なんかのでも含まれてきますし、いろいろな問題がありますけど。一番の問題は、遠隔扶養で税を払つてなかつた方々が75になった途端によね、国からこれはもう駄目よ、個人で払いなさいということになつたときに、ずっといい所へ勤めてて年金が方はよろしいんですけど、この黒潮町内の農業をやつてた方なんかとか漁業をやつてた方なんかは、特に80超えてる方は、制度ができたときに40年をかけずにもらつてる方が多いと思うんですよ。20年でもらえるとか、ほんまは25年かけないかんけど、20年間でも年金がもらえるいう方がおいでますけど、その場合は40分の20にかしらん頂けてないから、減額3万5,000円というようなことになつちようと思うんです、制度上。そういう方々に重くのしかかっていくのが、今回のこの値上げだと思うんです。

それで、もし今できるとしたら行政でできることは、いわゆる7割、5割、3割の軽減の所得をもうちょっとこう上に上げてあげてやつて、一般財源からの持ち出しすることによって、低所得という言葉は悪いかもしれん

けど、ほんとに苦しみよう人らあの軽減が図れるんだったら、そういうことを今すべきではなかろうかと思うんですが。

それと、国に対して抜本的な改正、いわゆる 75 過ぎちょっとも息子さんがちゃんと勤めよったら、その保険の中での扶養が認めてもらうようにしていただいたら国保の方も数が減ってくると思いますので、そのへんを。まあこれは国に働き掛けないかん、国の制度だから。やっぱり行政としてそういうことを取り組んでいかれるかどうか。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

幾つかご質問をいただきましたが、私の範囲で幾つかお答えさしていただきます。

国への働き掛けにつきましては、矢野議員からもご指摘がありました。まず、制度の抜本的な改正につきまして要望を挙げていくために、まず自分自らがこの事業の精査をしながら、どこにどういった問題があるのかをまず自ら勉強し、それからまず県、国の方へお伺いさしていただきたいと思います。

また、ほとんどの市町村でこの国保事業につきましては当町と同じような問題をお抱えだろうと思います。他の市町村のご意見等々もお伺いしながら、連携して進めてまいりたいと思います。

また、ジェネリックのアナウンスにつきましては、これは取り組んでまいりますジェネリック医薬品の通知、この中で対応してまいりたいと思います。後発という言葉が入るとイメージダウンで、少し使いにくいやないかというご指摘をいただきました。私も同じ、そのとおりだと思っております。対応できるべきところは対応してまいります。

それから、根本的なところになろうかと思思いますけれども、今回の税率、あるいは税額のアップにつきまして、一般会計からの繰り入れが軽減分、あるいは人件費につきましての繰り入れ等々で対応しておるというところでございますが、国保の事業へ向けてのそれ以外の繰り入れは難しくても、今後僕は取り組んでまいりうと思っております健康推進活動、あるいは増進活動への一般会計からのある程度の負担、そういったことで今後伸びることが予想されます医療費の抑制をすることによって、今回に限らず今後迎えますいろんな改正時期について、税率、税額の抑制につながればというような活動に重点を置いて取り組んでまいりたいと思いますので、ご理解いただけますようよろしくお願ひ致します。

残りの質問につきましては、担当課長の方よりお答えさせていただきます。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

森議員さんの 7 割、5 割の所得の件ですが。これは地方税法で決められておりまして、直接それを市町村で勝手に変えるということは難しいです。

しかしですね、町独自の減免対応で何とかしていきたいと思います、その部分については。

それと、3,000 万の確保ですけれども。今回 3,000 万の分についてはですね、平成 21 年度、現年度の当初調定額に対し 3,000 万プラスということで、2 億 7,984 万 4,900 円が 21 年度、現年度の調整額です。これに 3,000 万足しますと 3 億 984 万程度になります。これは課税中ですので確定した金額、見込額です。そうしますと 110.7 パーセント、10.7 パーセントの全体で増額ということです。それプラス滞納額がありますので、それ以外に。滞納分がそれにプラスされ、滞納額が約 6 千万ぐらい、まあ見込みですけれども。これは毎年ですね、徴収率の平均を取ると 2 割程度入ってますので、これを掛けますと 1,351 万と。ほんで、現年度と滞納分それぞれで

すね、現年度については先ほどの数字に 95 パーセント掛けると 2 億 9,435 万 2,000 円の歳入見込みと。それから滞納については 1,351 万程度の歳入見込みで、合計 3 億 724 万 7,000 円ぐらいの実質収納額に、3,000 万増額した場合に返ってくるであろうということになります。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10 番（森 治史君）

細かな数字、ありがとうございます。

私のお伺いしたのは数字の問題じゃなくってね、10 パーセント上がったときにはんとに 95 パーセントの、あなた方が言ってる税の徴収ができますか、ということをお伺いしたがですよね。うん。

これもあくまでも見込みであってよね、ほんでその前年度のがこうやつたから、これは不足したとかいうことやなくって、ここで 3,000 万の不足だった場合よね、いわゆる医療費が伸びた場合は、これが 94 になつたらよね、徴収率が。わずか 1 パーセントは大きいですよ、億単位の間の話になりますのでね。そうすると、また住民に負担が掛かってくるということになるから、私はこの急激に上がる 10 パーセントいうもんにはものすごく住民の方々がご負担を強いいるもんであるということは、はなから考えておりますし。

町独自の減免措置が取れるという、今答弁があったと思います。言いましたね。いうことでしたら、有効にこの税率の問題も、税収の問題もあろうかと思いますけど、そういうことで減免をすることによって一般財源から持ち込めるもんなら、極力そういう数字で埋め合わせして、上げる数字を抑える方法を取っていただきたい。特に皆さん、ほんとに昔でしたらね高齢者の方が、70 歳以上過ぎちょう方が国保税を納めてなかつても、健康保険証を取り上げてはいけませんという、いつ行っても 3 割負担とか 1 割負担できよつたんですけど、後期高齢になってからそういう方でも全部取り上げるような方法に変わって、ちょっと今変わつちようかもしけんけど、最初の端は取り上げていつたがですよね、その納税をしない高齢者にもいわゆる資格証の証明だけということで、医療の要つたときには 10 割負担いうことになってたがですよね。

やけん、法の改正で一番お年寄りを守つてた、払えないところを無視した法制改正になった関係で、これはもうここには一切、町役場にはもうどうしようもないあがえんとこがありますけど、國の方針ですのでね。そういうもんが変わつてきたことによつて、この国保といつもののは皆保険ですのでみんながこれ、言うように分かります。みんなが、いたら、たのもし講と一緒にです。みんながお金出し合つて、そのお金でみんなが悪いときには使わしてもらおうと。健康になつたら、保険を預けてみんなの、悪い人のとこで使ってもらう。これが基本ですのでね。

だけどやっぱり、払いとうても払えん人が資格証になつたときには病院もかかれんということになりますので、逆に言われんけど、無理して払つた結果、医者代がないから自分は保険証は持つちようけど医者によつからんいう方も出てきかねん。そういう危険性が高いので、できるだけその減免のあれが町単独でできるもんのいう発言がありましたんで、それをあるもんなら活用して、減免に努めてほしいと思います。

議長（小永正裕君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

先ほどの 10 パーセントアップしての財源確保の件ですが。先ほども申しましたように、収納率は鋭意努力してですね徴収率アップに努めてますし、過去 4 年間の実績ですよね。そこらを見越して予算的には立てるしかないがです。

そういう状況から、こういう厳しい社会状況の中でですね、納税者が大変ご無理な部分もあるかと思いますがですね、まあ税金はもう課税した以上はやっぱり徴収率を上げていくように努力してですね、極力努力して、3,000万を確保していくような努力をしていきたいと思いますので、よろしくお願ひ致します。

(議場より何事か発言あり)

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 11時 31分

再開 11時 33分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

条例にありますように減免できる方は生活困窮者等ですので、申請書によってですね決定されるわけですので。先ほどの年金の少ない方の独自の減免ということはできませんので、よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

年金で暮らしよう人は、それが年収でしょう。困窮でしょう。月額3.5万、二月で7万もらってよね、6倍して42万の方の。それで生活しよう人はそれが収入でしょう、もう。で、それが42万で、そこから公的年金やけん、ものを引いたらゼロですよね、収入は。そういうことを言ってるんですよね。

年金でもね、月額ね15万とか20万もらいよる人もおるはずながです。そういう方のことを対象にしてくれと言つてないんですね。矢野議員も言ったようによね、3万から4万で生活しよう人らあのところの収入にしたときによね、それはそれ以外の収入がない人にしてみたら、もうそれが最大のお金の入ってくる場所やないですか。そこを言ってるんですよ、僕の言うのは。ほんで、その年金もあるし仕事もしよってよね、トータルではね、年間200万もうけちよう人とか300万所得があった人の減免を言ってるわけじゃないですよね。

もうほんとにその年金とわざかなお金、100円、200円のものを売った分しか入りよらん人のね、月額に1万円ばあでも余分に入ったかもしけんけどよね、それで生活ができる中でよね、介護保険は引かれる何は引かれて全部引かれて、入ってくるときには4万ないわけですね。今度、実際に本人は介護になったときでもよね、介護保険が何級になりましたけんいうて、あなた月額35万使いますよいうて、1割負担の3万5,000円出したら、飯食えんような年金の人もおるがですよ。

そういうところに厚く手当てができるんということを言ってるんですよね、このあれでも。

議長（小永正裕君）

暫時休憩します。

休憩 11時 35分

再開 11時 37分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

西村策雄君。

12番（西村策雄君）

振興の意味でね2、3点、担当課長に聞きたいがですが、いいですかね。

13年度からね20年度までの統計をずっと見てきたらね、やはりこの合併してからやね、合併するまでは佐賀のいわゆる産業振興等々については非常に高い。ところが合併してからはね、割とう産業振興も落ちたが、福祉関係、健康福祉も含めてね、これらがうんとやっぱり上がりゆう。これはもう少子化高齢化でやむを得んと思うのですが。

その高齢者はやはりね、60過ぎたらね話が大体元気なかえと。どうや、病院へ行けようかえというような話が多なる。それはもうだんだん病気が、その体力の衰えで、病院へ行く頻度が高くなる。どんどんどんどん高くなってくる。それをね、何とかいわゆる国保の基金をね、どんどん取り崩していくかんのような手立てをせないかん。それはね、やっぱり課長さんらあの仕事じゃいろいろかなあと思うわけよ。

ほんで、町長は一生懸命やる言いようがよ。課長さんらあ何するかいうたら、その環境づくりをせないかん。佐賀はね、これ見たらね、やってきちようがよ。ね。わしらも逃げた。何回も言うけんどね、失礼なね話やつたね。疋田先生来るいうて、議会は解散しちょうぞ、いやいやいうて逃げよったけんど、おかげでねだんだんだんだんこう皆意識が変わって、高齢者の、また65歳以上の健康な人が非常に多い。ほんで、国保のね医療費もね、下がらんけんど横ばいで、多少は上がりようけんど横ばいが非常に長かった。多かった。ところがね大方はね、これ見たらねそうやないがよ。そうやない。福祉が上がってね、産業はね非常にこう比率が低くなつて、いわゆる国保らあのやはり病院へ行く人がだんだん増える。今は佐賀も一緒になって、そういう環境になつちようがですが。この間協議会でも話もしたように、この統計の表を見たらね、やはり健康な老人、町民をつくる手立て、金が要らんように、ね。だから佐賀はね、高知医大から来てもらうて今までやりよったがよ、健康、疋田先生も含めてやりよった。

ところがそのまま、だんだんだんだん皆薄れてきてね、いつやりようやら分からん。奥地区の人らあ来んなつた、バスがないなつたき。ほんでね、病院へかかる頻度がだんだんだん増してきちよう。それを考えたらね、やっぱ合併後ね、誰が悪いとは言わんぜ。言うべきやない。今努力しちようがやき。しかし、事例がねこれ、健康福祉の方が上がってきてよ、事業は落ちてきちよう。こればあ佐賀は高いけんど、こればあ落ちてきちようわけよ。それを、やっぱ課長さんらも骨折れるけんど、健康な老人をつくる努力、県へも行って国へも行って制度を見直ししてやってくれいうて錢をもらわなかん。もらわなかんけんど、受ける側がそういうね体制をつくらないかん。

そういうことをする考え方あるがですか。もうこれしか質問せんきよ、ちゃんとした返事しどうせや、のう。いつまでもこの話をするとこれは無理や、難しいき。できることをまずやってもらいたい。やるかやらんか。

議長（小永正裕君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

西村議員の質問に、佐賀の立場から回答させていただきます。

疋田先生の話が出たがですが、当時というか今もその疋田先生のやっている事業、やってた事業、高知医大と連携取りまして、三世代ふれあい検診とか老人の健康教室ということで、はっきりしたことは言えませんが6、7、8の3ヶ月、ほんで9、10、11月という3ヶ月が運動教室とかということで、午前中町のバスを利用して健康センターまで送り迎えして、そういう健康増進につながるような形をつくって、ひいては疋田先生の構想にもありましたように、そうすれば健康になって国保の医療も下がるであろうということでやり始めた教室ですが。

その結果が私、直接国保の方を見てないので、西村議員が言われたような数値的には明確なことはよう言いませんが、ただ医大との提携して、今もなお継続しておりますので、そのへんつけ加えさせていただきます。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第15号の質疑を終わります。

次に、議案第16号黒潮町集落排水事業運営審議会条例の一部を改正する条例についての質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで、議案第16号の質疑を終わります。

次の、議案第17号平成22年度黒潮町一般会計補正予算についての質疑は分割して質疑を行います。

初めに歳入全部についての質疑を行います。

歳入についての質疑はありませんか。

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

まず3億の補正予算ですが、この中で歳入の中でですね、まず3ページの国庫支出金3,749万8,000円が当初の予算から減額ということになって、そして一方で、県支出金が、1億1,402万3,000円伸びてはいるんですが。この国庫支出金の問題を、支出の方で見るとちょっと、これを減らして他の起債の方へ組み替えをしておるということですが。

これ何か1つは国庫支出、これだけ見過ぎておる、歳入のあれを過大見積もりをしておったということなのか。

それからもう1つは、町債の中でいつも心配をしておるんですが、11億9,710万円の伸びて、今年度これまでの起債の借入金の中では20億6,580万ですか、になっておるんですが。これ来年度の財政状況をちょっと考えた場合に、これからもかなりな大型の財政支出が一応見込まれるという状況の中で、今後もこの起債の伸びというのはもう抑えることがちょっとできないんじゃないかな。そういう中で来年度、参院選後においてはまた国の国債も非常に大幅に伸びてくる。8兆8000億、まあかなりな財政赤字を抱えておるという状況の中で、来年度は相当国の財政も、まあ地方へのこの国からの支出金を抑えられてくるということになると、今年度の財政規模からしてですね、94億円ですか、こういうものが縮かまつくると、既に20億を超える公債費を抱え込んでおる中で、来年度は相当なこの、まあ比率からしてもこの借金財源に依存した状況というのは、かなりうちの黒潮町の財政負担になってくるんじゃないかなという心配があるんですが、そこらあたりはどんな考えをされておるのか。

まあ健全財政運営というものについても、いろいろ国保会計の問題からこれも含めてかなりなそういう状況があるけれども、実際に今、一定町内でもこの財政支出というのは事業分野においてかなり投資効果の上がらないものについてはもう削り抑えながらですね、健全な財政運営をしていかなければならなんというふうに考えておるんですが、そこらはどういう考え方をされておるか。

お尋ねをします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、竹下議員の質疑の方にお答えしたいと思います。

国庫補助金と県補助金との関係でございますが、13ページをお開き願いたいというふうに思います。ここに国庫補助金と県補助金の細部について記入しております。

まず、14款の国庫補助金で3,749万8,000円の減額ということですが、これはですね説明にもありますが、合併補助金。これ国から来るものですけれども、今回ですね22年度に1,500万計画しておりましたけれども、これをですね少し先に延ばそうと。入るお金は一緒ながです。一緒ですけど、先に延ばそうということで1,500万を補助金申請するのを取りやめたいということです。

それから、その下にあります地域情報基盤整備関係で、減額の2,249万8,000円ですが。それはですね、ちょっと事務の手違いで県の補助金がありまして、この下の段階にですね県補助金の中の同じ金額を振り替えたと。出どころが国と県との差ですので、振り替えたということでご理解願いたいと思います。

あとですね、その部分が国が3,749万8,000円に減ってきて、県の方が増えてきたということですが、県の方についてはあと明細説明の方にありますように、それぞれの事業で県補助金を充当ができる見込みというものでございます。

それから起債の関係ですが、ページは15ページの方をお願いします。

竹下議員はもう前々から財政問題で私たちに指摘をしていただいておりますけれども、確かに現在ここにありますように、特に22年度についてはですね大型事業への取り組みということで起債が多くなっております。

その中で、今回の補正の1億9,710万の件ですが、説明にもありますように情報基盤整備関係で1億7,210万円。それからあと、佐賀地区の漁業集落排水と三浦小学校の建築設計ということで、このような起債を補正させていただいておりますが。

特に情報基盤についてですが、情報基盤につきましてはですね全体事業費は変わっておりませんが、23年度に予定しておりました各家庭への告知情報機器の設置、これをですね前倒しで22年度に設置しようということで、歳出の方で副町長の方からも説明ありましたけれども、そういう関係でですねこれが単独事業になりますて、その分を起債で充当させていただいたというふうに考えております。

その起債ですけれども、今年から黒潮町全域が過疎地域になりますので、過疎債で対応したいというふうに思っております。

あとですね、佐賀地区の漁業集落排水とか三浦小学校の工事なんかで、このような起債を考えております。

それから、全体の財政運営ということと国の関係ということでご質問ありましたけれども、国もですねこの1日、2日の報道を見てみると、財政を相当締め付けるんじゃないかなというふうな思いを、自分たちも考えております。

しかしながらですね、来年どうなるかということはまだはつきりは言えませんけれども、町の基本と致しましては財政シミュレーションに基づいてですね、必要な事業はどうしてもやらなくてはならないというふうに考えております。なお、分かってことですけれどもできるだけ支出を抑えて、少ない予算で目標達成をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

一番心配されるのは、早、すでに政府、今度鳩山から菅さんに代わったわけですが、いわゆるこの地方への投資の部分をかなり抑えるという方向は、今いろいろニュースなんかでも言われておる。

だから、来年はもう地方へのばらまきが消えて、結局一定かなり地方への補助金等のその支出というのはか

なり抑え込まれてくるんじやないか。そうすると、今年度の94億3,467万2,000円というこの、まあ今年度も始まったばかりで6月補正、9月、それから12月、年度の3月の年度末に至って、いわゆる決算段階でどれくらいの伸びが出てくるのかちょっと分かりませんけれども。

公債費比はこれでもうそのまま、これだけでもう抑えていくという状況じやないと思う。だからこれは、20億がさらに何億か伸びていく。それからまだ次の年の、今年度のその当初予算から次の年の事業もあると思うんで、そういう観点から見るとですね、かなりこう20億という起債というのは伸びていくんじやないかという考え方をする。だから、シミュレーションというのはもういろいろシミュレーションに基づいて、もうシミュレーションはもう全部、今の段階ではもうこれはひとつもシミュレーションというあればもう、ひとつも財政運用については、それはシミュレーションではもう語れない。シミュレーションというのはもうそっちのけにして今、既に72億くらいで抑えないかん事業が、既に90億というところまで来ておるわけですから。シミュレーションどおりにはもう、これは全くもう財政問題は考えちいかんじやないか。

だからそういう面から今の現段階で、いわゆるその公債比率というのは一体どんな状況になっておるのか。何パーセントを占めておるのか。これが来年度の落ち込んできた中でこの財政負担、この公債費の負担率というのは一体、この予算の総額が縮かまつくると、借金は膨らんでくる。そういう状態になってくると、かなり財政運営が厳しいものになるわけです。

だから、そんな状況をどういう見通しの下に今年度の財政運営を考えておるのかということをまず聞きたいと思う。ほんで、いろいろ所信表明でも町長が言われたけれども、それらの事業をやる、具体的にどう取り組むかということは、ただ鳩山内閣みたいにやね、だらだらだらだらええことばっかし並べても具体性がないというような状況の中ではまた同じ、町政に対する不信感というものが高まってくるので。

そこらあたり、ちっとしたご答弁をお願いしたい。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、竹下議員の2回目の質問にお答えしたいと思います。

まあ基本的に、竹下議員は財政シミュレーションはもういかんがじやないかというようなご質問でしたけれども、事務局の方としては全くそう考えておりません。

確かに、財政シミュレーションを見ていただきますと相当大型事業がこの近年めじろ押しで、厳しい財政運営を強いられるというふうに考えております。しかしながら、住民の皆さんのご要望といいますか、学校の建築とか、消防署の対策とか、道路の改良とかいうものはですね本当に要望が強いものでございまして、これらはどうしてもやっていかないかんというふうに思っております。

その中で、財政は単年度単年度はもちろん決算が上がっていきますけれども、運営と致しましては5年、あるいは10年のスパンで見ていきます。そういう中でですね、財政シミュレーションを基にこのような事業を町としてはやっていきたいというふうな考えに基づいてシミュレーションをしておりますので、それが大幅に変わることになりましたらまたいろいろご指摘もあろうかと思いますけれども、今の段階はそれに基づいて、10年くらいの中ではこんなような状況になりますということでご説明しておるところでございまして、シミュレーションに基づいて対応していきたいというふうに考えております。

それから公債費負担比率の関係ですが、確かに事業をやっていきますと公債費で頼らざるを得ませんので、厳しい状況にあります。が、今21年度決算が、整理は出しておりませんけれども3億5千万くらいな黒字ということに、町長からも今朝、報告ありましたけれども。全体の中で、現在ですね20年度の決算の中で、公債費負

担比率が 13.5 だったと思いますが、正確な数字はちょっと覚えてませんけれども、まあ 13.5 くらいだったと思いますけれども。それについてはですね、ますますの数字じゃないかというふうに自分たちは考えております。

それで、シミュレーションの中で全体をしていく中で 18、危険といいますか黄色信号の 18 を加えるときが、やはり 1、2 年出てきそうです。それがちょっと心配ですけれども、まあそこらをですねそうならないように注視しながら、財政運営はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16 番（竹下英佐雄君）

先の執行部の下では、このシミュレーションは伸びるときもあるけれども、縮かまるときもある。しかしその縮かまるときのことを考えた場合に、例えば今、20 億のここへ計上されておる公債費と、人件費と合わせただけでも約 40 億円に近いもんが、その単年度どうしてもこれ支払いもしなきやならん、いわゆるその人件費といいうもののコストも消化しなきやならん。その他に、いろいろな需用費からこい含めてですね。で引いたときに、約 5、60 億の金はそれでもう、需用費からこいそういうものに消えてしまう。あと残った財政が縮小したわずかな金額で、ねえ、町長が言うには、シミュレーションの中では 72 億にずうっと減していった場合には、40 億くらいに落ちる場合もあるんです。40 億に落ちたら結局、人件費とこの借金払いにもう消えてしまうんじゃないか。

だから、皆さんが言っているいわゆるシミュレーションというのは、ただこれがまあシミュレーションどおり、シミュレーションどおりいっとるということを言っておるけれども、実際当てにならん。そういう感覚で町の財政運営を、シミュレーションがあるからシミュレーションに対して、伸びるときもありや縮まるときもあらあよ、縮こまつたときには人件費と、それからそのいわゆる借金の支払いにも一般会計の予算はもうすべて消えて。それで結局、他の学校運営からこいにかかる需用等については、一切これは金がないということになるような、まあ極端な表現ですけど。そういうことがあるので、私言いよる。

だから財政運営というもんに対して、まあ 72 億から 75 億というシミュレーションであるならば、それに基づいたいわゆる線引きの中で、こっちを膨らめばこちらを抑える、こちらが膨らんでくればこちらを抑えるというような形でやり繰りを付けながらね、事業を抑えながらやって、ひとつのそのシミュレーションの中で示された 75 億くらいの財政規模というのはその規模の中で、まあ健全な財政運営を見通してやっていこうという考え方でなかったというたらね、それはシミュレーションというものは当てにならん。

これはもう一遍そこらあたり、どう考えておるのか。結局 40 億、今 90 億になっておるから、その上回った分を来年度、極端に抑えるということができないでしょう、結局。どうですこのあたりは。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

竹下議員の健全財政についてお答えさせていただきます。

先ほど総務課長の方からですねありましたけれども、当然執行部としましてもですね、この健全財政というのは目指していくいかんということで、今も健全財政を目指していきようというふうに考えております。

そういう中でですねシミュレーション、合併後、今 3 度目の見直しといいますか 3 次のシミュレーションを昨年の 12 月に、皆さん議員さんにですねお示しさしていただいたところでございます。

それからいきますと、この予算につきましてはですね、まあほぼシミュレーションどおりでいきようというところでございますが、確かにその竹下さんがおっしゃいますように、我々はこれまでの国の動向、県の動向、そういったもんを勘案しながらですねこの財政シミュレーションというものは作っておりますので、そのへんがですね大幅に狂ってくるということになれば、当然町の財政としてもそのへんは狂ってくるということになります。当然、地方交付税が我々の、脆弱（ぜいじやく）な町村はですね頼みでございますので、そのへんが落ちてくるということになればですね、非常に厳しい状況は当然考えておかなければならぬというふうに思いますけれども、そういった状況の中は今の段階ではですねどうしても、この庁舎の移転にしても、それから情報基盤にしてもですね、消防署の移転、それから耐震化、もうもろのもんが今ちょうど重なったということございまして、ここ3、4年がですねどうしてもそういう早急に取り組んでいかないかん事業が多いということでございますので、それに向かったですね将来的な健全財政、当然、我々も今後も考えていかないかんというふうに思っています、財政シミュレーションがありきという話ではないというふうに我々も考えております。そういった状況になればですね当然、今財政シミュレーションに示しております事業につきましても、当然廃止、見直し、なおかつ、今進めております事業につきましてもですね、3年で済ますとこを5年、そういった延長していくということが当然出てこようかと思います。

が、そういったこともですね頭に入れながら、当然この健全財政に今後ですね努めてまいりたいというふうに思っております。

よろしくお願ひします。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑、ありませんね。

ありますか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

いつも言わしてもらうことで、竹下議員と同じ考えです。まあやばな言葉やけんどね町長ね、自分そこへ座つちよつたらね、尻の穴が涼ししてねよう座つておらん。ここやきよ、まだ半分ばあや。

副町長にしても総務課長にしても、自分ね今の説明、いかんとは言わん。ただ現実問題としてよ、先ほどの数値の13とかいう数値、あれはね自分思うにね、親方日の丸でよ国へ言うて行たらよ、何とかしてくれよったときの数字やと自分は思うちよう。確かに今年度、昨日あれの説明、3億8,000万円ぐらいの黒字いうて言う。けんど、前町長のときもそう言わしてもらうた。実質3億8,000万円、あのときは2億やったと思うけんどね、これは町長おまん、数字の上の黒字やないかよいうて。片一方で借金をどんどん増やしてよ錢が余っただけのことですよ、これは。借金して使わざつたら錢残るがやに。それと本当の黒字とは違うがやないかよいうて自分、言わせてもらおうとことです。

そういうことで、それは今までの行政の仕組みいうかね、国の財政の仕組み、町の財政の仕組みの中でのお話やと思うき、自分はそれはそれでそんなこたなかろういうようなことは言いません。ただ現実によ、今言うような問題がね、それ確かに去年は民主党政権に代わって、まあいたらみんなの機嫌取らないかんき交付税も増やしてくれとうね、けんどその代わり、国がどうにもならんような借金なってきようがやきよ。

ほんで、今自分考えないかんことはよね、先の保険料の問題でもないけんどよ、現実に早その保険の特別会計では3,000万足らんなってきたき、税上げないかんような問題が出てきようがやきね、これは。

そういう中で、自分は町長にお願いしたいことは、どうかね町長、これはほんまに失礼で申し訳ないけんどよ、お隣においてる2人のねお考えをね、そうかよというような考えはね、もうちいと考えないかんがやない

ろうかという考え方をね、自分は持っていただきたいと思うがですけれども。まあ、答えもらういうてもね、分かりましたというわけにはいかんき答えは要りませんけれどね、現実にそういう問題がよ今ここへ自分で出てきちようと思う、これは。

あの夕張の問題、お昼になつたき長いこと言うてもいかんけど、夕張の問題ね。あれまたま夕張、夕張いうけれど、みんながここまで自分もう財政はそうなつてきちようと思う。そういう中で、町長は就任された。ほんで初めてのあれやきね、自分言わしていただいたがです。本当にね自分らのね民間の頭からね考えたらね、もうこれやめちようがやきね、行政は。国も町も。

と自分は思うちりますけれども、町長どうですろうかね。自分の考えは。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

明神議員の質問にお答えします。

細かい数字につきましては申し述べるほどの知識を持っていませんけれども、今後の私がいたいた任期4年間の中でどういった財政運営をしていくのかということについて、少し触れてみたいと思います。

選挙期間中もいろんな所で申し上げましたとおり、望むべき事業、あるいは望まれる事業につきましては、これを推進していくという立場は変わっておりません。ただし、何でもかんでもやるということではございません。先ほどご指摘がありましたが、副町長、総務課長、こちらともお話をさせていただきましたが、まず町長のやりたい事業を選択せよと。それから、疑問符の付く事業につきましては教えてくださいというご意見をいただいております。6月議会終了直後に、全町域の事業の見直し、これにつきましては大型事業のみではございません。皆さんご存じのように、現在ここ2、3年の国からの緊急雇用対策、あるいは経済対策の業務委託が相当数下りてきておりまして、なかなか業務量と人員とのバランスが取れてないという状況でございます。

そういう中で、町内のいろんな事業の中で伸ばすべきところは伸ばし、そうでないところにつきましては、この際政治判断と申しますか勇気ある決断を持って、採択しないという決断もあり、そういう選択肢も持たなければならぬと思っております。

財政運営につきましては、健全に努めてまいるのは当然のことではございますが、先ほども申し上げましたように財シミュに載っております各種事業、これにつきましては精査はさせていただきますけれども、ここ数年、若干公債比率18を超える年度が3年ほど続くような予想になっております。そういうことを踏まえながらも、これまで以上に財政運営につきましては健全化という認識を持ちまして取り組んでまいりたいと思っております。

よろしくお願ひ致します。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで歳入全部の質疑を終ります。

この際、13時30分まで休憩致します。

休憩 12時 15分

再開 13時 30分

議長（小永正裕君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号の歳出について質疑を行います。

はじめに、歳出のうち、2款の質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

2款の総務費の中のですね情報基盤の関係で、今回告知端末を前倒しでやっていくということなんですが、その時期はいつごろから、実際具体的に工事始まつていくのかということですね、あとその範囲ですね。どの範囲でやるのか。

それからあと、それに向けてですね同意を取つていってたと思うんですけど、その同意率はどういう形になつているのか。

まず、取りあえず聞きたいと思います。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず時期ですけれども、今ですね基本的に告知への今回の補正については家庭内の配線ということが基本にありますので、現在、本体の請け負いに向けてですね、作業を進めてます。その本体が7月の上旬か中旬くらいに入札を掛けてですね、まあ議会の皆さん議決ということに最終的にはなるわけですが、そういう予定をしておりまして、それからある程度進んだ段階で、告知端末までの引き込みということでやつていきたいというふうに考えております。

戸数が、公共施設を含めまして5,799で今考えておりまして、それすべてですので町内全域ということになりますかと思います。

それから現在の同意ですけれども、4月末の集計でですね告知端末65.3パーセントという状況にあります。それから若干また進んでおるかもしれません、まだちょっと集計ようしていません。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

下村君。

15番（下村勝幸君）

その関係でですねもう1点聞きたいのが、今度からもう家庭内配線にその告知端末をやるために入つていくということなんですが。その端末をですね取り付ける位置とかですね、特にネット環境とかですね、家の中で、またそこから中心にこうやっていこうとすると、その端末位置によっては家にとつたらですね、後でもう1回2次工事やらんといかんとか、いろいろ問題出てくる可能性があると思うんですけど。

そこらへんのですね手当なり、実際また宅内というか自分の家のの中ですね、工事の部分のその業者さんのですね考え方であったりとか、そこらへんはどの程度まで考えているのか、ちょっと教えてください。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

宅内配線ですので、各個人の住宅に配線していくので、やはり持ち主の方の同意といいますか協議をしてですね実施していくということは、もう根本中の根本であります。

それで町と致しましては、この事業がですね、来年の上旬には終わらしていかないかんわけですが、その後の維持管理も含めまして、できるだけ地元の工事、電気屋さんとか電気工事屋さんあたりにですね経験をして、完了後については地元の方で対応できるような方向を取りたいというふうに考えて対応します。

しかしですね、まあ入札の関係とかもろもろの制約といいますかね、法的なこともありますので、その法令順守の中でできる限り地元の方に、事業完了後のメンテナンスも含めて考えております。

基本的にはですね、さっきの繰り返しになりますけれども、地元の方が各個人の方にどこに置きましょうかという話は地元の業者さんが一番分かりますので、事業完了後のを含めてですね、そのあたりを検討しながら進めております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに。

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

今の所ですけども、告知端末機の承諾書を 65.3 パーセントというふうに、私も聞きたいと思ってましたけどそれはありました。

この前倒ししてですね一括に購入したといいますか、その理由はいろいろあるかも分かりませんけど、一括すれば安いとかいろいろあるかもしれませんけど。

そのへんを聞きたいのと、5,799、今 70 パーセント弱ですね。果たしてこれ全部使い切らんのじゃないかなと私は思ってたので、前倒しで買って無駄になるんじゃないかなと思ったので、1 つはそれをお聞きするんです。

それからですね、地元業者に維持管理をお願いするというふうに今言われましたけども、どのへんから地元業者がこのあれにかかわっていくのか。ほんとに地元業者にとっては仕事、こういう大きな工事ですから、なるべく地元業者が潤うようにしていただければありがたいなと思うんですけど、どのへんからかかわっていくのか。一番住民とかかわってですね、トラブルも多いとこがあるんじゃないかなと思うんですよね。住民がこの家へ付けてくれ、ここ穴開けてくれいうたときですね、一番こう難しいとこがあるんじゃないかなと思うんです。その難しいとこだけ地元業者にお願いするとなると大変だと思いますし、どのへんまでを考えてるのか。そういうようなことをちょっとお聞きしたいです。

それからもう 1 つですね、14 目の。庁舎建設費の委託料が 100 万出でておりますけども、これはまだ庁舎移転するということが明確に分かってるわけじゃないですよね。それなのに、もうこういう測量委託をするということは、ほんとは無駄なお金じゃないかなと思うんです。今ここで挙げなきやならないお金じゃないんじゃないかなというふうに思います、その点もお答え願います。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まず、前倒しの理由ということですが、やはりですね各家庭にどこに設置しましょうかということで相談をして付けていくとなりますと相当の、1 戸当たりでも相当の時間がかかります。設計上は何人役ということで簡単に出来るんですけども、実際現場でやるのは大変なことですので、できるだけ早めに設置を進めたいというふうに考えておりまして、前倒しの検討を致しました。

地元でどの程度というところですけれども、先ほどお答えしたとおりですね大きな工事でして、法令を順守

致しますと入札の段階でどうしても地元に回せないというようなところがございます。従いまして基本的には、できれば電柱からの引き込みを地元の業者にできればお願ひしたいというふうな方向には考えておりますけれども、そのあたりが入札制度との問題で苦慮しておるという今の状況でございます。

それから、庁舎の委託料 100 万の計上ということですが、今の段階でですね考えておるのは、ちょうどこの町長が表明致しました場所につきましては、国土地籍調査の立会をして済んでおります。まだ面積は確定しておりませんけれども済んでおりますので、この資料を参考に造りたいというふうな思いをしてます。

なぜ今ということですが、基本的にですねもうこの事業そのものが必要なというふうな思いをしてます。というのは、今、前々から言っておりますけれども、国の方が国道改良に向けて早咲地区から買収に入り、今年 22 年度にはですね、浜の宮地区にも相談に入りたいというふうな動きがありますので、それに併せて、この事業も進めていく必要があろうというふうに考えております。

以上です。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3 番（宮地葉子さん）

さっき情報基盤の方ですけども、地元業者のところですね。入札の関係があって、電柱からの引き込みの所がまだ苦慮している段階だと言わされましたけど。

検討中ということですか、それとも方向性としてはこの電柱からの引き込みは取れそうだということなのか、全く分からぬものか、このへんが。

できるだけ地元業者に、おいしいところかどうかちょっと詳しいこと私分かりませんけど、難しいとこだけ地元業者にお願いするんじゃなくて、できる限り取れるもんならそういうことを取つてあげれたらと考えるんですけど。

そのへんの見通しといいますか、それを分かつたらお聞かせください。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

端的に言いまして厳しい状況です。というのはやはりですね、入札関係の法令順守しますとなかなか厳しいというのがそこです。

しかし、宮地議員もおっしゃるとおり、自分たちもできるだけ地元の業者さんに経験をしてもらいたいということと、お金が落ちるという、まあ両方の部門ですけれども。そのこともあります、法令で許される範囲なら地元で対応したいというふうな思いです。

議長（小永正裕君）

村越君。

1 番（村越比佐夫君）

町長ね、まあいろいろ国保の関係で財源がうんぬんとか、いろいろこう 3、4 年ではいうたら予算が組みにくいというような財政状況の中でね、ほいたらいつ何どき、どう資金をね作っていくか。

こういうことを考えた折に、このケーブルテレビの十数億の事業費の中でね、まあ何回に分けて何億の入札するわけですわ。その入札の折に限度額、まあいうたらそこですね。それを 85 とか 7 とかそういうふうにして、なるだけなら国費で補助金で来るがやから、何とか錢を残したいなという金額によって残るわけですね。

今までの請負単価は、落札額は 99.78 とかね、そういう数字なってきてるわけです。そこをね、もうちょっ

ところ総務課長らと相談してね、どうやったら国の事業やった折にもう少しこう一般財源がね活用できりやせんかとか、そういう話をねちょっとこう真剣に、これは副町長も総務課長もやっている、知つちょうわけですか。今、こんな機会に、町長としてもその入札の最低価格とかいうものを勉強してやつたら、すこぶる楽にならせんかなと、こういう思いがある。

そこをちょっと総務課長、答弁お願ひします。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

今、村越議員が言わわれたことは入札に対する予定価格、あるいは落札制限価格の設定の件だろうというふうに思います。

基本的に条例で決められたことですので、そのあたりはですね町長と相談しながら、また副町長と相談しながら対応したいというふうに思ってます。

議長（小永正裕君）

村越君。

1番（村越比佐夫君）

町長ね、今せっかく相談する言いようから、こうせえというね。内容を聞いて。ほいたらこうやつたらどうですかいうようにして、ちつともこう一般財源がね出すよばんような、また余分に何千万のいうたらお金が残つてやね、使えるように方法ないかいうてこう相談して、きつと話してみ。しますか。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

すいません、ちょっと訂正を。

すいません、先走りました。僕の方が先走りましたが、入札権限は町長ですので、私は相談するという意味じゃないですので、その点よろしくお願ひします。

以上です。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

村越議員の質問にお答え致します。

入札予定価格の設定につきましてはまだまだ勉強不足でございまして、議員ご指摘のとおり、これから副町長、総務課長に相談しながら制度の精査も進めてまいりますとともに、ご指摘のとおりなるべく一財の持ち出しがないようにというのは至上命令でございます。

これからも一生懸命取り組んでまいります。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

明神照男君。

18番（明神照男君）

この節の15の工事請負費と19の負担金補助及び交付金の説明で、これ四国電力さんと言われたがやなかつたか思いますが、指導により負担金としたという説明やつたと思ひますが。

どういう指導があったのですかね。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にですね、副町長の説明にもありましたけれども、本来ならですねこの金額は15節に組んでました、工事請負費の段階ですね。ほんで従ってですね、今回補正額が1億5,713万4,000円になってますが、このうち告知端末機の取り付けについては1億5,500万くらいです。それを本来15節に組んではおるんですけども、先ほど言いました7,000万が負担金の方になったというところです。

その負担金になった理由ですが、これは四国電力の電柱と、それからNTTの電柱に共架してまいります。それをですね、工事をこちらができるじゃなくて、電柱の管理者がやるようになります。従いまして、うちから請け負い出せるんじゃなくて、その電柱の管理者がやったことに対して負担金でお支払いするということになつてますので、19節の方に組み替えらしていただいたということです。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

まあ自分思うたのは、たまたまその四国電力さんという会社の名前が出たもんでね、ほんで例えばの話が1億5,524万2,000円の工事費としたら、それを四国電力さんが受けたとしたら、それは四国電力さんの事業収入になつてくるわけよね。仕事するがやき。ほいたら四国電力さん、まあ大きい会社ですか1億や2億の仕事がどうのこうのやないとは思うがですけれど、税金払わないかんなるわけよね、事業やって利益が出たら四国電力さんは。

ほんで、それから後は自分も分からんがですけど、仮に7,000万は町の負担金でそういう形でしたら、それは四国電力さんの仕事は8,500万ということなるわけよね。やないろうかと思うたがです、これは。仕事は四国電力さんがするけれど、その費用についての7,000万は町が負担しましたというような形になつくると、四国電力さんはこの工事についての事業費は8,500万やから、けど、その数字による利益いうような問題らがあって、自分はその四国電力さんの指導いうのがよね出てきたがやないかなと思うたもんで、ほんでどういう指導があったかということをお聞きしたがです。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

この金額でちょっと前後取り違えておるような感じがしますけれども。

あくまでもですねこの予算の上の7,000万円については、電力さん、NTTさんがですね自分の電柱に共架する部分に対する事業費、まあ自分とこの費用ですよね。その負担金というふうにとらえていただきたいと思います。

これで、本来でしたらその7,000万を動かさらつたらですね、この15節の所が1億5,524万2,000円くらいになる予定ながです。予算書でちょっと操作というかこんなになつてますけど。それで、その1億5,524万2,000円につきましてはですね、あくまでも告知端末を取り付ける費用というふうに確認していただきたいと思います。分かりますかね。

それで、15節の所に1億5,500万入る予定やつたけれど、今までの既決予算の7,000万が19節の方に移動した。従つて、ここに8,500万ということになりましたので、その点ご理解願いたいと思います。

議長（小永正裕君）

明神照男君。

18番（明神照男君）

分からん。

いや、自分お聞きしたのはね、初めにも聞いたように合算した1億5,500万の仮に工事費としたら、それを四国電力さんがよねその事業を受けてよねやるとしたら、そしたら四国電力さんは1億5,000万の仕事をしたことになるわけよね、と自分思うがです。ただ、負担金は町が負担するわけよね。そしたら、この工事にかんした四国電力さんは、事業としては8,500万の金額しか受けてないということにならせんろうかと、自分は思うわけよ。

そうなったときに、まあこれはあれば話になりますけんど、四国電力さん利益ずうっと出しようもんでね、会社としたら。そしたら8,500万の利益ということになるがやないかなと、自分思うたわけ。ほんで7,000万は、これは町の負担金やもんで、そこらあたり自分専門的なこと分からんがですけんど、単純に考えたらこれは町が負担する分ですよということがあつて、今言うように初め、まあ四国電力さんからしたら実際は1億5,000万の仕事をするがやけんど、この事業は四国電力が受ける金額としたら8,500万ぜよと。この分はおまんが見いよというようなことにならせんかなと思うて。そなるとしたら、四国電力さんは節税なるわけよね、ように自分思うたがです。

ほいたら、今、村越君の質問やないけんどよ、そういうところが町がよね負担を軽うするに、ここ来ておまん、工事費でやつたら1億5,000万の事業、おまんとこの仕事のがぜよと、これ半分にしちょうきよ、ほいたら税金が安うなるきその分町へ戻しとうせやと、民間やつたらそういう交渉をするわけやきに自分思うて、ほんでどういう指導があつたのかいうことをお聞きしたがです。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

ちょっと説明が悪くて申し訳ないですが、このように考えていただきたいと思います。

まずですね、その負担金の7,000万というのは既決予算にあつた部分です。それで今回、告知端末を付けるのに1億5,524万2,000円が必要なと。従つて、合計しましたら2億2,000万円くらいの工事が必要なわけです。しかし、そのうち告知端末の15節の方には、当初7,000万があつたからそれを引いてですね、1億5,500万から7,000万を引いて、予算の上ではこんなになります。しかし、19節の方に7,000万が表示されます、というような予算のたてりになるんですよ。

ほんであくまでも今回の補正の主力は、告知端末機1億5,500万が今度の補正部分です。しかし予算のあやで、こういうような表示になるというふうにご確認できたらと思いますが。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それとですね、工事そのものはですね15節の8,500万、これについては今の質問、さっきの方からもありましたように、できるだけ地元ということを告知端末は考えてますので、電力の方が工事する部分については19節の7,000万の予算というところです。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

山下君。

2番（山下伊都子さん）

工事を地元にできないかということなんですが、これずっと私も回ってみましたらね、この中学校の建設らなんかもありますよね。そのときに、今さっきもおっしゃっていたように法令からすればなかなかできない、地元の業者さんはできないということも言われて、地元の小さい業者さんなんかがね、今度の中学校の問題にしても地元だったら全部が地元でやれるけど、大きい所が請け負ったら全部丸投げになるとかそういうふうな形で、地元の業者が請け負ったら地元にお金も落ちるのについていうふうなことも聞かれるんですよね。

そのときに言われたのは、まあいうたらジョイントを組んでやるとか、そういうふうなことは指導というかね、そういうものができないのかどうか。できたら、今度の告知の端末機にても、何かいいところだけを大手が取って、難しいところは小さい業者が家に一軒一軒お願ひをしながら行かないかんというふうなことにもなりますので、そういう意味からしたらやっぱり地元の業者さんでやれるような仕組みっていうのはなかなか、業者がいつも法令法令とかいうことを言われますけど、そこらへんはもうちょっと考えられないものなのかなどうかということで質問します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答え致します。

基本的にですね、ジョイントという言葉も出ましたけれども、やはりこれをするのにですね、この事業に限りましたら専門技術者の問題もありまして、そのあたりがですねその入札の法令との関係がございます。

それで自分たちも、町長ももちろんのことですが、できるだけ地元には出したいという腹では対応してるんですが、なかなか法令まで犯して果たしていかがなものかと。基本的にはできないというところにあるんですが。いかがなものかということがありましてですね、苦慮しているところです。

思いは、山下議員の質問と同じように考えてます。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

16ページのこの情報基盤整備事業のうち、これ既決予算で10億6,721万5,000円。これに対して今回、補正で1億5,713万4,000円。先の歳入の中で国庫支出金が1,500万削減になって、そして地方債の方へ1億7,200万という地方債で借り入れるという内容の運営ですが。

先の段階では、先の歳入の面でお尋ねをしたときに、結局国庫補助金の削減については県からの支出金と間違えてこれを組んだという。ここでこの支出のいわゆる補正額の財源内訳で見ると、その中の1,500万が削減になったというのは、これはまあ県費補助のものとは関係なしに、結局国庫補助金がこれだけ削減になったという。その内容については当初の既決予算の中で10億6,700万ちょっとのもの中に、国庫補助金として見積もっておった額が1,500万、これが少なくなった。だから減額をしましたと。

けど、あまりにもその額がね、1,500万も、いわば約1割以上というものを過大見積もりをしておった、過剰に見積もっておった。国庫補助金をそれだけ下りてくるだろうと見ちよつたのが下りてこなかつたということなのか。なんでここで削減されたのか、国庫補助金が。

それで結局、今回はそういった国庫補助金の削減分と合わせて1億7,200万というものの地方債の借り入れ

になったということですが。今のこの約12億2,439万9,000円、これが情報基盤整備事業として含まれておるという中で、ここの中に占めるいわゆる起債総額、公債費でこの分野当てはめた金額は一体どれだけになるのか、今の段階でいうこと。

それからもう1点は、庁舎建設費で100万の用地測量委託の費用が組まれておるんですが、これは地権者との話はもう付いておるのかどうか。一応今回、初めてその場所についても一応町長が明言をしましたけれども、そこについてのいわゆる用地測量委託ということだろうと思うんですが。これも、その用地取得の話し合いといふもんも、もう既に地権者との話は始まっておるのかどうかという点について聞きたいと思います。

以上。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それではお答えを致します。

まず、1,500万の削減の理由ですが。これはですね13ページの歳入の方に戻っていただきまして、国庫補助金の中で合併市町村補助金、三角のマイナスの1,500万。この部分に該当するわけですが、もう議員の皆さんもご承知のとおり、合併した段階で補助金が全体で2億1,000万ありますということは前から申してきたところです。それで今、どこで使うかの問題もあるんですが、それをですねこの事業に対する補助金とは別に、なつかつ不足する一般財源部分をこの1,500万で賄おうという計画をしておりました。が、交付金なんかが最近、経済対策でわりかし国の方から出てまいりまして、その1,500万円を今年のこれに取り崩すことなしにですね後年度に残したいということで、この1,500万円を国に申請せずにですね、今年はもう申請せずに今年度の対応とするという考え方で、1,500万を削減したものです。

従って、この情報基盤整備事業の補助率が変わったとかいう問題ではございませんので、ご理解願いたいと思います。

それから全体計画ですが、全体計画はですね地元の住民説明会に出ました資料、当初のですねガイドブックの段階と変わっておりません。基本的に16億円くらいの全体予算で進めておりますが、補助率とか県の補助率とかいうものは、基本的に当初説明したとおりのことで今は進んでおります。

それから、庁舎の関係で地権者との話ですが。ご心配されているところは分かるんですけれども、今のところ残念ながら、地権者さんとのですねお話はできておりません。今後、早急に進めていきたいというふうな思いをしております。

以上です。

議長（小永正裕君）

竹下君。

16番（竹下英佐雄君）

このほいたら1,500万は、一応入ってくるものとして積み残しで残しちょくと。それで後日、この補助金は受けますよ。結局その受け皿としてね、その国庫補助金として合併の、合併補助金としてその補助金を受けるに当たっての受け皿としては情報基盤整備事業という形で、に対して国庫補助金を、ここに計上された分をもらうということで組んじよったものであるけども、次はどう変わるんです、それは。その合併補助金というのは。次の受け皿は、ただ合併補助金だから、ただ何をせんでもくれるんだということじゃあなかろうと思うんです。事業に対しての受け皿がまあ結局、事業のあれとして内容でやっぱり計上していかんとやね、そういうことにはならんと思うんですが、それが1つ。再度。

それから、この庁舎の建設費というもの100万ここへ計上されておるんですが、これはもう既にほいたら用地の測量委託として今年度中にその事業をやるという費用としてここへ組んでおるのか、ねえ。いろいろ地元の受け入れ体勢とかいろいろな問題があるわけで、事業に対して。まあ地権者が十分協議、承諾をして協力をしましようという形の中で、取得できる見通しを持った上で、それなら測量しましようということだったら内容は分かる。

ところが見通しもまだちょっと立っていない状況の中で、今回計上された100万というのはね、これは今年度の事業としてこれ実施できるのか。いわゆる測量ができる内容にまで持っていくという考え方でやるのか。

その点について、もう1回お聞きをしたい。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、質問にお答えしたいと思います。

まず、今後何に使うのか、合併補助金ですが。基本的にですね合併補助金は、先も言いましたけれども、当初は5年間で2億1,000万だったと思いますが、その5年間がなくなりましてですね、合併後10年ということに今はなっています。

それで現在残っておるのが、この1,500万を含めて2,200万です。

それで何に使うかということですが、今までですね地域整備なんかにも使うできました。実際のところ合併での補助金ですので、ある程度は自由に使えるけれども、何とかにもとはいきませんということですので、合併関連に対しての事業としてですね使ってきておって、先ほども言いましたけれども残りが2,200万ということで、後年度これについては何かの事業に充当したいというふうに考えております。

それから用地測量の件ですが、確かにいろいろ課題は残ります。が、先ほど答弁致しましたように、予定地につきましては国土調査が済んでます。従いまして、本来地権者の方に来ていただいて杭を打って測量するとなりますと何百万も掛かると思いますけれども、今回はですね、国土調査の資料を基にして面積をある程度確定したいというふうに考えておりまして、その予算を計上させていただいております。

それからは基本的に、用地の個人の皆さんと話し合いに入りたいというふうに思っています。

以上です。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田壯君）

庁舎移転建設費の関係で少し補足をさせていただきます。

この庁舎移転建設につきましてはですね今議会、前回の3月議会でも前町長がこの付近ということで申しましたし、今回、あらためて大西町長がですね場所の表明を致しました。

で、実際にはですね、この庁舎移転の設置場所につきましては、最終的には議会の条例が3分の2のですね同意が必要ということになります。しかしどうね、その条例を出すのは、まあいつ出したらいかんとかいう問題がないわけすけれども、通常はですねやはり建設費用がどれだけ掛かると、いわゆる建物がどれだけ掛かるというふうに、建設する前にですね出すのが通例になってます。

従いまして、そこまでいくにはですね相当まだ時間がかかりますので、まずこういう形でですね皆さんに今回、町長が表明させていただきまして、一応ここで、この付近でですね場所の選定をしたいということで、その地権者の方々にまず当たつていくという、ゴーサインをですねいただきたいということで、それが今年度中

にですねそういうことを進めていってですね、できるだけ早くそういった用地測量も進めてですね、この国道改良に合わせていかないかんということで、もう既に遅いような状況になっておりますので、こういう形でですね今回、用地測量の委託を出さしていただくというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、3款の質疑はありませんか。

森君。

10番（森 治史君）

お聞き致します。

17ページの児童福祉費のちょっと分からぬ部分がありまして。15節の工事請負費ですが、これ、旧拳ノ川保育所のプールの解体工事となっております。それで、いろんな造りがあるんでちょっとあれですけど、保育所の中でもグラスファイバーというかそういう関係、プラスチック関係もあれば鉄筋で造ったようなものもあるようですから、それがどのようなものなのかと。

それから16節原材料費で、デッキマット等で110万9,000円。これ、保育所のデッキマットいうてどういうことで、いうたらまあどこに造るかちょっと分かりませんけど、もし新築の佐賀保育所で造るとしたらよね、当然これは最初から考えて設計の中にあったものかなかったものかということも含めて、どのような規模のものをどこに造るかをお願い致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

ご質問にお答え致します。

工事請負費についてはですね、旧拳ノ川保育所、これはコンクリート製のプールでありまして、もう今後使用する見込みはありませんし、まあ事故等の恐れがありますので、今回解体撤去することに致しております。

概算ですけど、長さが12メーター、幅が8メーター余りあるコンクリート製のものを解体撤去して、一部駐車場として整備する予定で、ここに予算計上させてもらっています。

それから原材料費のデッキマットでございますが、これは佐賀保育所のですね新築した、今濡れ縁になっている部分を、人工の樹脂製のものを使っております。これはもう耐久性を考えて、そういうふうなものを採用したことになりますが、ただ、日差しが強い場合に高温になる恐れがあるということが指摘されまして、このままでは、幼児が使うことで、はだし等で焼けどしてはいかんことになりまして、透水性の人工芝をその期間だけ敷き詰めろうということで、ここに計上させてもらっています。

それと一部ですね、構造的に棚が必要なところまでござっておりまして、その部分の予算もここの中に含まれております。

以上です。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

ちょっと、15のプールの件ですけどね、まあ話がそちらの方に行つちょうかどうか分かりませんけど、ちょっと佐賀の方のお話の中ではよね、紙の製造をする方が何か使いたいような話をしてたというような話を聞いておりますけど、そういう使用許可のようなものが管理しよう体制側には挙がってきてないか、あるかいうことと、当初からの高温になってよね、日差しにさらされたら高温になることはよね、これある種の意味では、設計した段階で当然分かってると思うんですよ。その品物が夏場の日差しがきついとかいうときに、長時間さらされると高温になるとかいうことは造る前から、設計の段階いか設置する段階で分かってなあいかん部分じやないろうかと思うんですよね。それが急にこんなになって。まあ、やってみるまで分からったといえばそれまでのことになるかもしれませんけれどよね、こういうことがちょっとおかしいんじゃないかなというような気がするんですね。最初からそういうもん使うたときには、日光で長時間、高温になった場合には冷めにくいいから、幼児の柔らかい足の腹とか手ではやけどする可能性があるということは、当然つける前に分かっちゃらないかんことやなかろうかと思うんですよね。まあこれは、今から危険防止のためにつけるがしゃから、それはもう当然せないかんと思いますけど、もうちょっと慎重に事業をすべきじゃないかなと、しちょったらこういうことなららったかというような。

棚で見ればね、やりよううちに足らんかったけんつけないかんということもありますので、そういった方なんかはもう動いて初めて分かる場合もありますけど、これはもうちょっと造るときにそういう棚のとこのきちつと精査というか検証してからつけるべきではなかろうかということと。

それから先のプールの件ですが、そういうような使用の、まちおこしとか地域おこしの方からこういう要望のような声は挙がっていなかったですか。なかつたらなかつたで結構です。そういうふう聞いちゃったもんですから。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

プールの件ですが、自分たちもですね、まあ保育所の利活用ということで、そういうことをちょっと打診した経過はあります。が、自分たちの事務的な引き継ぎが完全にできなかつた分がありまして、当然もう使わないプールについては撤去するという前提でのことが進んでおりましたので、ちょっと一部の北部の協議会の方からもですね、コウゾウをさらすのに使いたいとかいうことは一部では聞きましたけど、なかなかそのこともあってですね、まあそのあと維持管理のことなんかがあつてですね協議会では結論ははつきり、どうしても残してもらいたいというふうな結論にはなつていませんでした。

で、まあ町の方はこの際もう撤去したらということで進めておるところです。

それと人口木の樹脂製の製品でございますが、原因をですね自分の方でも調べましたけど、当初はその樹脂製の、ここに見られないような設計に、当初の設計はなつておりました。が、その業者から出た製品承認のときにですね今の製品が出されておりまして、担当としては詳細な確認までがでけてなかつたと思います。で、実際は施工したと。で、完成結果も通つておるというという結果になつておりますので、言わればその製品検査のときにですね詳細な確認ができるれば結果的にこういうことにはならなかつたのではないかと思われますが、残念ながらそういう町の承認してますので、やむを得ず今回はその幼児の安全のためにマットを敷きたいということになつてます。ご理解いただきたいと思います。

議長（小永正裕君）

3款についてほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、4款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、5款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、6款の質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

中山間の集落営農支援事業 438万7,000円ございますが、これは中身は何でしょうか。

議長（小永正裕君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

この予算はですね、大方地区の黒潮ファームの組織でですね集落営農活動を行っておりますけれども、初期の設備の倉庫、まあ機械ですけれども。その整備とともにですね、ホークリスト1台とですねトラクター1台が集落営農をやっていく上でどうしても必要ということで、県の補助金2分の1とですね町の補助金6分の1、合計438万7,000円の集落営農への追加です。

議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、歳出のうち6款の質疑を終わります。

次に歳出のうち、7款の質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

次に歳出のうち、10款の質疑はありませんか。

矢野君。

7番（矢野昭三君）

小学校費の三浦小学校の改築工事設計委託料の件でよろしいですか。

これ、中身にはどういうことなんですかね、その設計というのは。

議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（坂本勝君）

お答えを致します。

三浦小学校につきましては、21年度にですね地盤調査を行っております。不同沈下を起こしているということで、ボーリング調査を11カ所行っておりました。その結果を受けてですね、現在校舎が建っております校舎の南側に一定その地山の地盤が残っており、そこへわりと強度のある地盤があるということで、基本的にはですねその位置へ改築をするということで、基本設計と実施設計を今回計上しております。

以上です。

議長（小永正裕君）

ほかに、10款の質疑はありませんか。

（宮地議員より「議長、7款駄目。なし言われたけん私言えんけど、7款」との発言があり）

もう終わってしまいましたけども、7款に戻ってよろしいですか。

（議場より「はい」との発言あり）

それでは、宮地君。

3番（宮地葉子さん）

すいません。

7款のですね21ページですが、4目の産業推進費の中ですね、13節委託料の黒潮印ブランド化専門家委託とありますけども、これはどこへ委託するのかっていうのと、黒潮印のブランド化がどの程度進んでいるのかをお聞きしたかったんです。すいません。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

この210万の委託料ですが、これはですね、まず委託先ははっきりはまだ決めてませんけれども、黒潮印のブランド化ということで商品をこれから開発、それからまたイメージづくり、それとまたプロジェクト的に品物を作っていくというようなことで専門家に委託をしていきたいと、予算計上させてもらっております。

議長（小永正裕君）

宮地君。

3番（宮地葉子さん）

特産協ができましたよね、協議会の中。これとこれとかかわりがあるかどうかは分かりませんけど、かかわりがあるんでしたらどういうふうにかかわっていくのか。かかわりがあるんでしたら教えていただきたい。

議長（小永正裕君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

これはですね、第1次総合振興計画の中にありますシンボルプロジェクトとして、黒潮印の商品開発というのが掲げられております。それを、その黒潮印ブランドを確立していくための企画書づくりですので、ある程度認証制度や、それから先ほど言いましたように黒潮印の商品の具体的なイメージづくりや販路開拓などについて、どんなに進めていくかということを専門家に委託するものです。

それで、商品については町内商品をいうたら黒潮印ということで一元化して販売するような流れに持っていくというふうに考えております。

すいません、もう1つ、特産協とのかかわりですが。当然特産協ができるその製品についても、この黒潮印に関連するものでしたらもう黒潮印になりますし、また、黒潮町内でいろいろ特産品がありますけれども、その認証というかどういうもんになるか分かりませんが、もう黒潮町全部でできる特産品を黒潮印にして将来は販売していきたいというような構想ですので、特産協とかそういうふうに別に品物にこだわるわけではありません。

議長（小永正裕君）

これで、7款の質疑と10款の質疑を終わります。

質疑なしと認めます。

これで、議案第17号の質疑を終わります。

次に、議案第18号平成22年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算について質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第18号の質疑を終わります。

次に、議案第19号平成22年度黒潮町水道事業特別会計補正予算についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第19号の質疑を終わります。

次に、議案第20号馬荷辺地に係る総合整備計画の策定についての質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで、議案第20号の質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

ただ今議題となっています議案をそれぞれの常任委員会に付託します。

総務常任委員会には、議案第9号から14号まで、議案第17号のうち、歳入全部、歳出のうち、2款総務費。議案第20号。

以上を総務常任委員会に付託します。

産業建設常任委員会には、議案第16号、議案第17号の歳出のうち、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費。議案第19号。

以上を産業建設常任委員会に付託します。

教育厚生常任委員会には、議案第15号、議案第17号の歳出のうち、3款民生費、4款衛生費、10款教育費。議案第18号。

以上を教育厚生常任委員会に付託します。

以上のとおりそれぞれの常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 14時 32分